鳥 取 市 業 務 継 続 計 画

～地震・津波及び風水害に備えて～

令和 4 年 3 月

鳥　取　市

目次

はじめに

第 1 章 基本事項 1
1.1 業務継続計画とは 1
1.2 業務継続計画に特に重要な 6 要素 2
1.3 業務継続計画の目的 3
1.4 業務継続計画の基本方針 3
1.5 業務継続計画の位置づけ 4
1.6 業務継続計画の適用範囲 5

第 2 章 対象とする災害と被害想定 8
2.1 対象とする災害 8
2.2 被害想定 8
2.3 鳥取市の被災シナリオ 11

第 3 章 非常時優先業務 13
3.1 非常時優先業務とは 13
3.2 非常時優先業務の選定方法 13
3.3 非常時優先業務の選定結果 14
3.4 業務開始目標の設定 15

第 4 章 人的・物的資源の現状と業務継続上のリスク 17
4.1 人的資源 17
4.2 物的資源 25

第 5 章 業務継続体制（対策計画） 33
5.1 人的資源の確保に関する対策 33
5.2 物的資源の確保に関する対策 36
5.3 各対策計画の取組目標時期の設定 42

第 6 章 業務継続力の向上 44
6.1 鳥取市業務継続計画の継続的な改善 44
6.2 鳥取市業務継続計画の事前周知 44

はじめに

本市の防災行政は、阪神・淡路大震災や東日本大震災、近年頻発する局地的大雨による大規模な災害、平成 22 年の年末から平成 23 年の年始にかけて鳥取県に被害をもたらした大雪などを教訓として、市及び市域の防災関係機関その他の防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、防災施設の整備、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災上の措置など必要な事項を定めた「鳥取市地域防災計画」を策定し、この計画に基づき、地域防災力を高めるとともに、防災及び減災への取り組みを進めてきた。

大規模災害が発生した場合には、市職員及び庁舎等の拠点施設・設備、ライフラインにも被害が及び、行政機能の低下が余儀なくされる状況が想定されるが、そのような状況においても、市民に最も身近な基礎自治体である本市には、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめることが求められる。

本市では、そのような責務を果たすため必要となる業務を継続あるいは早期に再開・完了するため、必要な資源（人員、設備、資機材等）の確保・配分や必要な対策を事前に定めた「鳥取市業務継続計画（本庁版）＜地震・津波編＞」（以下、旧 BCP）を平成 25 年 12 月に策定し、大規模災害発生に備え庁内業務体制を整えてきた。

しかし、旧 BCP の策定から相当の年数が経過するなかで本市を取り巻く環境も大きく変化してきている。中核市への移行、本庁舎の新築移転、平成 30 年豪雨等の風水害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行といった事態が生じており、本市における業務継続体制は現状との齟齬や新たな課題への対応が必要となってきた。

こうしたことから、鳥取市業務継続計画の全面改訂を行うこととした。改訂にあたっては、本庁版だけでなく各総合支所や駅南庁舎、下水道部庁舎を含めた鳥取市役所全体版とし、さらに、従来の地震・津波に関する事項の更新のほか、これまで策定していなかった風水害時の業務継続計画の作成も行う。また、内閣府が示す「業務継続計画に特に重要な 6 要素」を網羅し、整理するとともに、旧 BCP 策定当時は想定されていなかった新型コロナウイルス等の感染症の流行下における発災も前提条件として想定することで、現状に即したより実効性の高い計画の策定を目指し、改訂作業を進めた。

今回の改訂では、地震・津波及び風水害のいずれの場合においても、人的資源の不足や庁舎等の物的資源のリスクが明らかとなった。市民生活への影響を最小限に留められるよう、リスクの低減・解消に向け、本 BCP に基づく対策を着実に実施し、本市の業務継続体制の向上を図るものである。

第1章　基本事項

1.1　業務継続計画とは

業務継続計画（BCP＝Business Continuity Plan）とは、災害発生時における応急業務に加え、通常業務のうち、継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するために、事前に必要な資源（人員、事業所、資機材等）の確保・配分や必要な対策を定めることにより、災害発生後の業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る計画である。

出典：鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針[第 2 次改訂版]

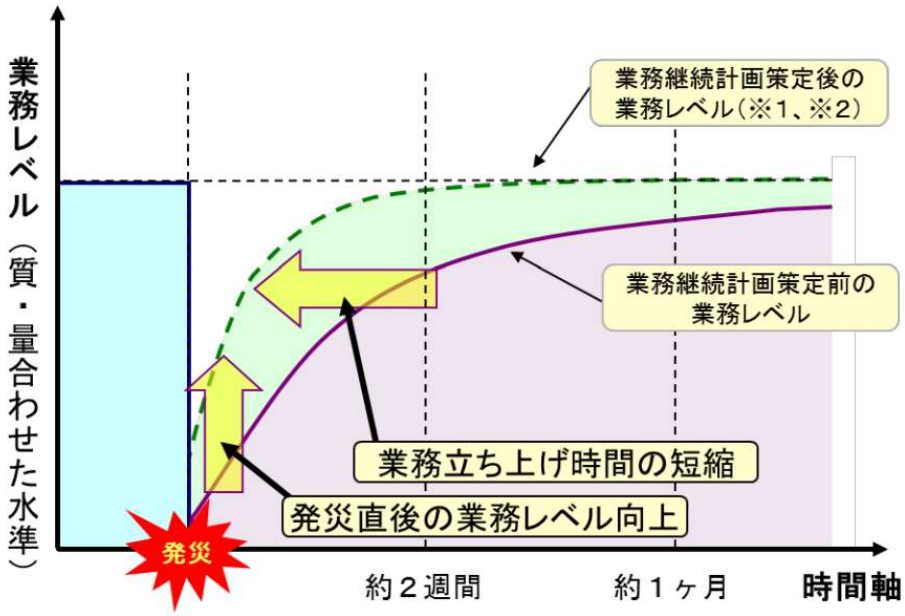

※1：業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができる。
※2：訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府、平成 28 年 2 月）

図 1.1　業務継続計画 イメージ

1.2 業務継続計画に特に重要な 6 要素

「市町村のための業務継続計画作成ガイド～業務継続に必須な 6 要素を核とした計画～（内閣府、平成 27 年 5 月）」では、市町村があらかじめ定めておくべき業務継続計画の中核となる重要な 6 要素を位置づけている。

本計画においてもこれらの 6 要素を踏まえ、業務継続に必要な事項を定める。

表 1.1 業務継続計画に特に重要な 6 要素

要素 1	首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制の設定
首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。	
要素2	**本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定**
本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。	
要素3	**電気、水、食料等の確保**
停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。	
要素4	**災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保**
断線、輻輳等により一般の固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。	
要素 5	**重要な行政データのバックアップ**
業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。	
要素 6	**非常時優先業務の整理**
非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。	

出典：市町村のための業務継続計画作成ガイド～業務継続に必須な 6 要素を核とした計画～（内閣府、平成 27 年 5 月）

1.3 業務継続計画の目的

災害発生に伴う行政機能の低下を抑制し、市民の生命、身体、財産及び市民生活への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務を指定するとともに、業務実施に必要な資源（職員、庁舎、資機材等）に対する確保・配分の措置を適切に行うことを目的とする。

1.4 業務継続計画の基本方針

本計画では前項に定める目的を達成するため、次の基本方針に基づき取組を推進する。また、計画の継続的な改善を実施し、必要となる体制の構築に努める。

表 1.2 基本方針

基本方針１	非常時優先業務の選択と集中
大規模な災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げる。非常時優先業務以外の業務については、積極的に縮小・休止する。	
基本方針2	**非常時優先業務の実施に必要な資源の確保**
非常時優先業務を優先して実施するため、被害と資源の状況を適切に把握・判断して、業務実施に必要な資源を確保する。	
基本方針3	**平常業務の早期再開**
非常時優先業務以外の平常業務については、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次、可能な限りの早期再開を図る。	
基本方針4	**鳥取市 BCP の継続的な改善**
策定した BCP 運用及び平常時の業務を通じた定期的な課題の洗出しと対策の検討を行い、継続的な改善・改定を行うことで実効性を高める。	

1.5 業務継続計画の位置づけ

地域防災計画は、防災機関が連携して実施すべき、予防、応急対策、復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画である。一方、業務継続計画（BCP）は、地域防災計画の実効性を担保するものであり、具体的には、災害が発生し、庁舎施設や職員等の被災により業務資源が制約を受けた場合に、組織全体で実施すべき非常時優先業務を実際に実行するための計画である。

鳥取市業務継続計画と鳥取市地域防災計画は、相互に整合性を確保するものとし、具体的には、鳥取市業務継続計画は鳥取市地域防災計画に基づいて策定、見直し等を行う。

また、鳥取市地域防災計画についても、鳥取市業務継続計画の策定、見直し等を通じて、実行可能性などを検証し、必要に応じて修正を行う。

表 1.3 地域防災計画と業務継続計画の比較

	鳥取市地域防災計画	鳥取市業務継続計画
位置づけ	○鳥取市が、住民、事業者、各関係団体等と連携して実施すべき予防、応急、復旧・復興に至る災害対策業務を総合的に示す計画	○災害発生時、施設、人員などに制約が生じる中で、鳥取市が「何を、いつ、どうやって」行うかをあらかじめ、具体的に定める計画
対象業務	〈災害対策業務〉 1 災害予防業務 2 災害応急対策業務 3 災害復旧・復興業務 （※通常業務は対象としていない。）	〈非常時優先業務〉 1 災害応急対策業務 2 優先度の高い災害復旧業務 3 優先度の高い通常業務
前提条件	○必ずしも市庁舎や職員が被災することは前提していない。 ○業務開始の目標となる時間等は記載していない。 ○業務に従事する職員の飲料水・食糧、トイレ等の確保は、検討していない。 ○通常業務で継続するものがあることも前提としていない。	○市（町村）庁舎や職員が被災することを前提としている。 ○業務ごとに主要なポイントの目標となる時期を明記する。 ○業務に従事する職員の飲料水・食糧、トイレ等の確保についても検討、記載する。 ○業務資源の確保等の観点から、非常時優先業務がいつ、どの程度実施可能かの検証、実現のための具体的手順を定める。

1.6 業務継続計画の適用範囲

（1）対象組織･職員

本市の災害対策本部のうち、統括部及び 10 対策部（医療部、水道部、消防部を除く）と 8 対策支部を対象とする。医療部、水道部、消防部については、災害時の指揮命令系統や人員運用等において独立性が高く、業務内容の専任性も高いことを踏まえ、対象外とする。

また、対象職員は、鳥取市における配備体制の基準に基づき、災害対策本部体制第 3 配備に該当する全職員とする。

【対象職員】
○鳥取市における配備体制の基準に基づく災害対策本部体制第 3 配備に該当する全職員
○業務の専任性や災害時の指揮命令系統･人員運用等の独立性を踏まえ、医療部、水道部、消防部の職員は対象外

（2）対象業務

対象業務は、「非常時優先業務」とする。非常時優先業務とは、災害発生時に本市が優先して行う必要がある業務であり、「応急業務」と「優先通常業務」に分類される。

応急業務は、地域防災計画で規定する応急対策業務と復旧・復興業務のうち、迅速な対応が求められる業務を含む。また、優先通常業務は、庁内業務のうち、市民の生命・身体・財産及び市民生活への影響を抑えるため、災害時でも停止することができない業務である。

＜応急業務と優先通常業務の定義＞

応急業務	地域防災計画に定められた、災害時にのみ発生する応急対策業務や優先度の高い復旧･復興業務
優先通常業務	市民の生命･身体･財産及び市民生活への影響を抑えるため、災害時でも停止することができない業務

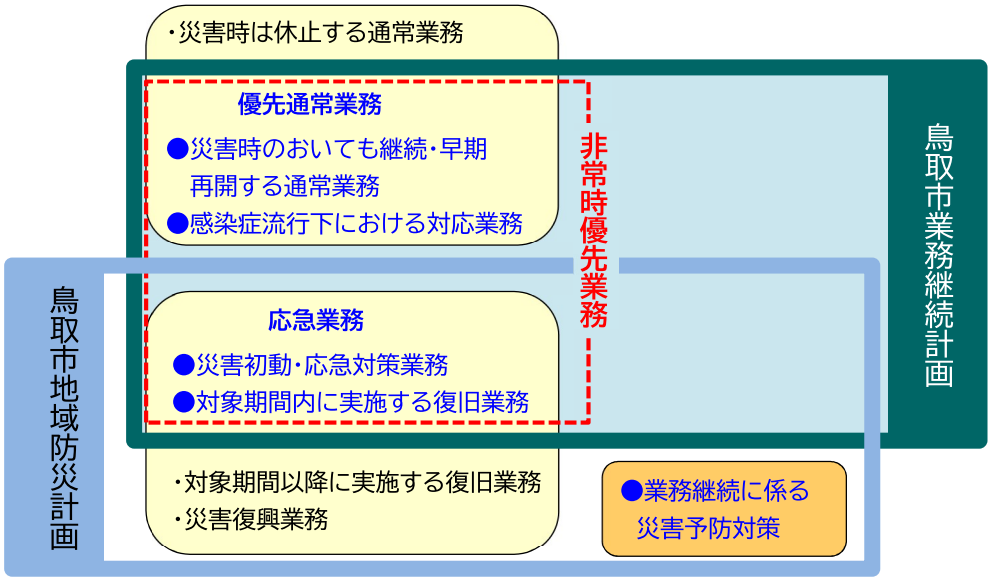

図 1.2 対象業務

（3） 対象期間

本計画の対象期間は、地震・津波、風水害それぞれにおいて、次のとおり設定する。

【対象期間】

地震･津波 ： 災害発生時から緊急対応が落ち着くまでの１か月間

風 水 害 ： 警戒レベル１から発災後(警戒レベル５以降)1 か月間

（4） 発動･解除の基準

大規模災害が発生し、通常の業務、体制では対応できないと判断される場合、又は、その他必要と認める場合、「鳥取市業務継続計画」を発動する。

ただし、非常時優先業務のうち、初動対応に係るもの（例：災害対策本部の設置等）については、業務継続計画の発動を待つことなく自動的に開始する。

業務継続計画の発動は、非常時優先業務に各種資源を集中して非常時の対応を行うことであり、非常時優先業務ではない業務に係るものは対応を縮小、延期することを市民、関係者に宣言することでもあることから、組織としての意思決定を行う必要がある。

なお、発生した被害等の状況により、一部の部署にのみ適用するなど、必要に応じて業務継続計画の発動範囲を調整する。

市長は、鳥取市における施設や設備、人員等の状況を確認し、鳥取市の通常業務が復帰し、概ね通常の体制で実施できると判断される場合、「鳥取市業務継続計画」を解除する。

なお、状況に応じた段階的な解除も可能とする。

表 1.4 鳥取市業務継続計画の発動基準

発動基準	
判断基準	次のいずれかに該当する場合 ① 鳥取市地域防災計画に定める災害対策本部体制(第3配備)による災害対応を行う場合。 ② 鳥取市地域防災計画に定める災害対策本部体制(第2配備)による災害対応を行う場合であって、業務に必要な資源(職員、施設･設備等)に被害が発生している場合。 ③ 災害等により業務に必要な資源(職員、施設･設備など)に被害が発生し、非常時優先業務を目標復旧時間内に再開することができない、又は再開することができないおそれがある場合。 ④ その他、業務に必要不可欠な主要資源の確保が困難となり、重要業務の遂行に支障が生じている場合。 ※判断基準のうち、①又は②に該当する場合は、自動的にBCPを発動し、必要な対応を行う
判断の流れ	① 施設や設備、人員等の状況を確認し、通常の体制で業務が継続できるか。 ② 市民や取引先など外部の被害を確認し、通常の体制で対応可能か。 ③ 重要業務の目標復旧時間を達成できるか。

（5）感染症流行下における業務継続

本計画は、あらかじめ非常時優先業務を指定し、必要となる資源の確保・配分といった対策をとることにより、大規模災害時における業務の継続、早期再開を目指すものであるが、感染症が流行する中にあっては業務の継続に伴い、職員や市民等が感染する危険性があることにも留意する必要がある。

このことから本計画においては、直ちに市民の生命に危険が迫っている場合を除き、既に運用が開始されている『鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂版）』、『鳥取市新型インフルエンザ等業務対応マニュアル「業務継続計画」』、『鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画』と可能な限り整合をとりながら必要な対応を行っていくものとする。

1）本計画で前提とする感染症の発生段階

表 1.5 県内発生期(国内感染期)

状 況	県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)
目 的	1. 医療体制を維持する。 2. 健康被害を最小限に抑える。 3. 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	1. 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2. 状況に応じた医療体制や感染対策、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3. 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。 4. 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 5. 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6. 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

2）職員の出勤割合

各部、各課の出勤割合は 6 割とする。(職員本人の罹患や罹患した家族の看病のため、感染流行時の欠勤率を 40%と想定。)

3）感染症対応業務

本計画においては、『鳥取市新型インフルエンザ等業務対応マニュアル「業務継続計画」』に定める「新型インフルエンザ対策業務（個別事項等主なもの）」を感染症対応業務と位置づけ、災害時でも停止することができない「優先通常業務」に指定する。

第2章　対象とする災害と被害想定

2.1　対象とする災害

本計画では、本市域に特に大きな影響を及ぼすと想定される事象を対象とし、地震・津波、風水害それぞれにおいて、次のとおり設定する。なお、本計画では鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の「県内発生期（国内感染期）」にあたる時期での発災を想定する。

【対象災害】

地震･津波　：　鹿野･吉岡断層地震（地震動）及び佐渡島北方沖断層地震（津波）

［想定ｹｰｽ］　発災時期は鳥取市に最も影響が大きく建物被害が最大となる「冬　18　時又は深夜」とする。
（参考：鳥取県　鳥取県地震･津波被害想定調査）

風　水　害　：　想定最大規模降雨時の洪水、土砂災害

［想定ｹｰｽ］　発災時期は出水期かつ休日とする。（参考：鳥取河川国道事務所　千代川水害タイムライン）

2.2　被害想定

（1）地震･津波

鹿野・吉岡断層地震が発生した場合には、鳥取市の中央部から東側の一部で震度 7、その他鳥取市の広い範囲で震度 6 強、6 弱の揺れが想定される。また、鳥取市の中央部で地盤の液状化の発生や市街地を中心に火災が発生するおそれがある。

佐渡島北方沖断層地震が発生した場合には、鳥取市沿岸を中心に津波被害が想定される。

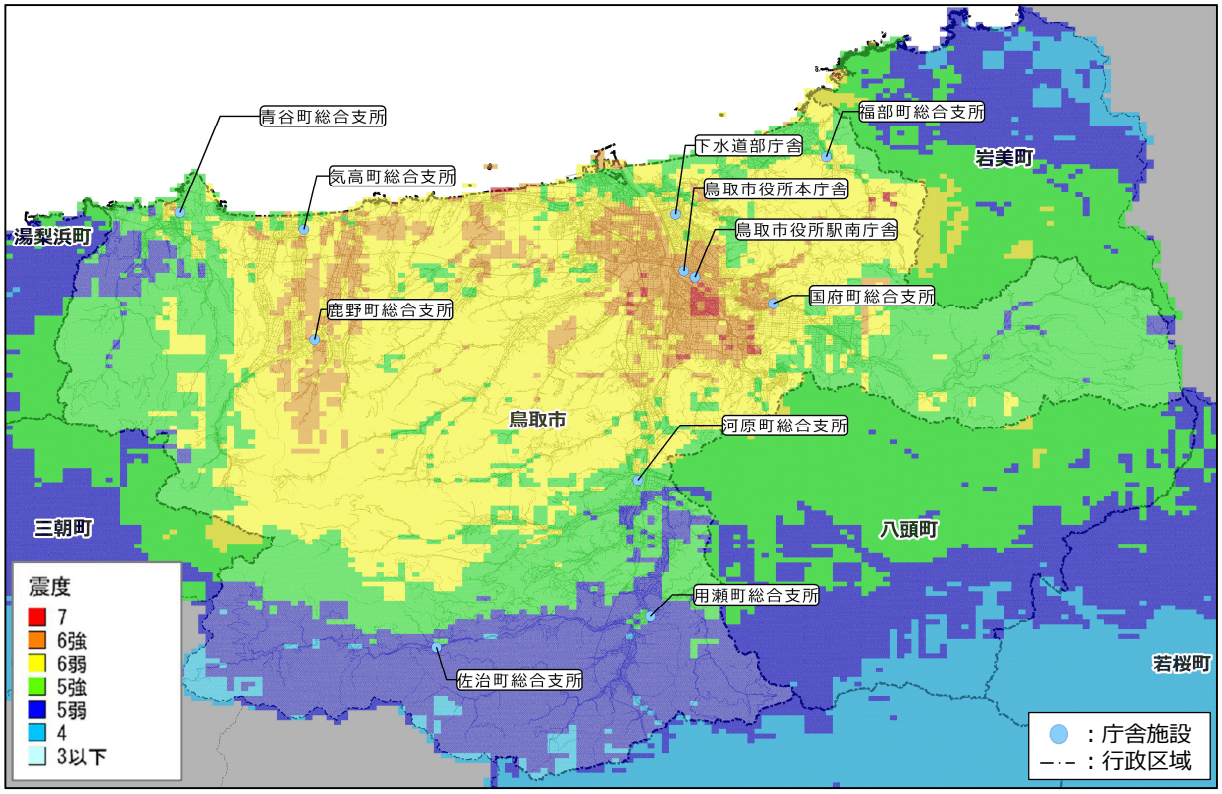

図 2.1　鹿野･吉岡断層地震　震度分布

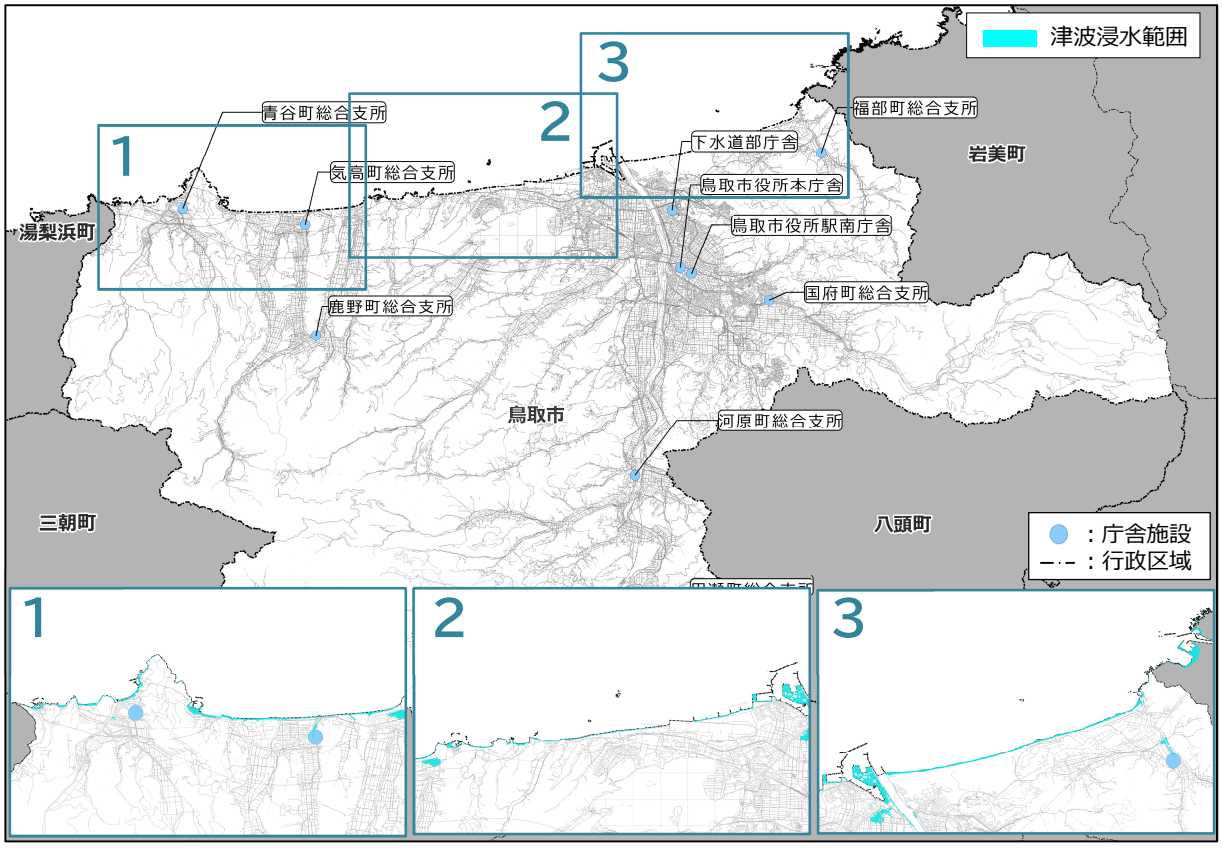

図 2.2 佐渡島北方沖断層地震 津波浸水範囲

表 2.1 被害想定(地震・津波)

項目		被害想定
地震規模(モーメントマグニチュード)		7.4
市域の震度階		震度 7～震度 4
津波	市域の津波浸水深	最大 1m 以上～3m 未満
	津波浸水面積(30cm 以上)	約 170ha
建物	全壊＋焼失数	約 15,000 棟
人的被害	死者数	約 780 人
	全避難者数	約 55,000 人
	避難所避難者数	約 28,000 人(開設想定避難所数 44 箇所)
ライフライン	断水被害	浄水場の被災により供給が停止
	下水道被害	下水処理施設の被災により処理能力が低下
	停電被害	電気設備等の被災により停電が発生
	通信被害	電気設備等の被災により通信サービスに障害が発生
災害廃棄物		約 140 万 t

（2）風水害

想定最大規模の降雨により千代川等で堤防が決壊し、外水氾濫が発生した場合に、鳥取市内の浸水面積は約 6,060ha となることが想定される。最大で浸水深 5.0m～10m の浸水が想定され、床上浸水及び床下浸水の被害が発生するおそれがある。また、土砂災害が発生した場合には、約 50 箇所で土砂の流出による被害が想定される。

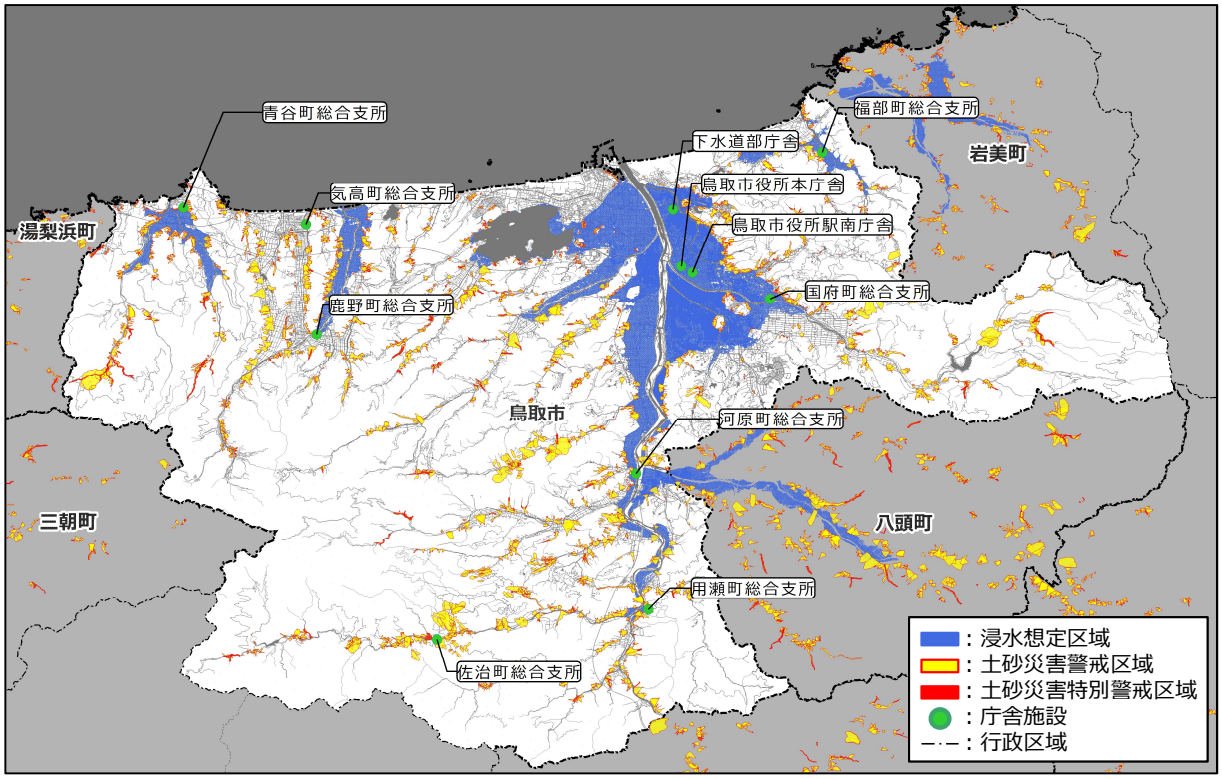

図 2.3 浸水想定区域･土砂災害警戒区域

表 2.2 被害想定(風水害)

項目		被害想定
水害	市域の浸水深	最大 5m 以上～10m 未満
	浸水面積	約 6,060ha
土砂災害		約 50 箇所
建物被害		約 65,000 棟
人的被害	死者数	約 420 人
	全避難者数	約 161,000 人
	避難所避難者数	約 37,000 人(開設想定避難所数 112 箇所)
ライフライン	断水被害	浄水場の浸水により供給が停止
	下水道被害	下水処理施設の浸水により処理能力が低下
	停電被害	電気設備等の浸水により停電が発生
	通信被害	電気設備等の浸水により通信サービスに障害が発生
災害廃棄物		約 29.7 万 t

2.3 鳥取市の被災シナリオ

本計画の前提として、対象とする災害によって、想定される状況をとりまとめた被災シナリオ（災害様相）を示す。本シナリオは、災害時において、実施すべき各種災害対応の前提となる、被害状況のイメージをとりまとめたものとなる。

ただし、実際の災害規模やその他の要因により様相は異なることに留意する必要がある。

表 2.3 被災シナリオ(地震・津波)

項目	想定被害
想定する状況	➢ 鹿野・吉岡断層で地震が発生し、鳥取市の中央部から東側の一部で震度 7、その他鳥取市の広い範囲で震度 6 強・6 弱を観測する。 ➢ 鳥取市の中央部で地盤の液状化、市街地を中心に火災が発生する恐れがある。
建物被害	市全体で、全壊の建物が約 15,000 棟、半壊の建物が約 18,000 棟発生する。 ➢ 揺れによる全壊建物:約 7,700 棟、半壊建物:約 12,000 棟 ➢ 液状化による全壊建物:約 1,200 棟、半壊建物:約 5,500 棟 ➢ 急傾斜地崩壊による全壊建物:約 270 棟、半壊建物:約 580 棟 ➢ 火災による焼失建物:約 5,500 棟
人的被害	市全体で、死亡者が約 780 人、負傷者が約 3,400 人想定される。 ➢ 建物倒壊による死亡者:約 530 人、負傷者:約 3,100 人 ➢ 急傾斜地崩壊による死亡者:約 30 人、負傷者:約 40 人 ➢ 火災による死亡者:約 230 人、負傷者:約 220 人
避難者	被災後 1 週間後に最大で約 55,000 人が想定され、避難所に約 28,000 人、避難所外(車中泊を含む)に約 28,000 人となる。避難所への避難者のうち、約 4,500 人が避難行動要支援者、約 70 人が避難時に配慮が必要な外国人と想定される。 ➢ 発災 1 時間後:避難所へ避難する住民が増え、車中泊の避難者も発生 ➢ 発災 12 時間後:一部の避難所で一時的に帰宅する避難者が発生 ➢ 発災 3 日後:車中泊の避難者にエコノミークラス症候群患者が発生
電力	地震の揺れや津波浸水等により、家庭、店舗、集合住宅等における電気設備や受変電施設に停電が発生する。発災直後には最大で停電率 11%となる。
上水道	上水道については、浄水場が被災することにより稼働不能となり断水が発生する。 地震の揺れや津波浸水等による集合住宅等の受水槽ポンプが故障、停電等により、給水できず断水が多数発生する。発災直後には最大で断水率 84%となる。
下水道 (処理場の停止及び管路被害による機能支障)	地震の揺れ・液状化による下水道管の破損、津波浸水や停電による施設の被害により、各家庭等からの汚水排除ができなくなる。発災直後には最大で機能支障率 21.5%となる。
通信	家庭、店舗、集合住宅等の電気設備、主配電盤の被害により固定電話機使用不能となる。 一部の基地局の被災による機能停止に伴い、携帯電話の通信機能に障害が生じる。発災直後には最大で不通回線率 21.0%となる。
都市ガス	津波浸水や停電等による製造施設、家庭、店舗及び集合住宅等の被災により使用不能となる。発災直後に供給停止率 9.2%となる。
LP ガス	LP ガスを使用している家庭、店舗、集合住宅等において、LP ガス容器の破損、マイコンメータの被災により使用不能となる。
交通・輸送	建物の全壊・焼失により、場合によっては幹線道路や生活道路の閉塞を引き起こし、救出・救助活動及び消防活動や、救援資機材・物資の輸送に大きな障害となる。 一部の地域で、橋梁の「中規模損傷(鉄筋の一部の破断やはらみだし及び部分的なかぶりコンクリートの剥離や亀裂がみられる状態)」が想定され、通行時の影響の可能性がある。

表 2.4 被災シナリオ(風水害)

項目	想定被害
想定する状況	➢ 休日に台風が鳥取市を直撃し、「大雨特別警報」が発令される。もしくは気象庁より、「顕著な大雨に関する情報」が発表され、非常に激しい雨が同じ場所で降り続く。 ➢ 河川水位の上昇が始まると、堤内地の排水が困難となり内水氾濫が発生する。続いて、千代川等で堤防が決壊し、外水氾濫が発生し浸水範囲が広がる。 ➢ 鳥取市内では、最大 5.0m～10m の浸水深が想定され、床上浸水及び床下浸水の被害が発生し浸水面積は、約 6,060ha となる。土砂災害では約 50 箇所で土砂の流出による被害が発生する。
建物被害	市全体で、水害・土砂災害による建物被害が約 65,000 棟の建物被害が想定される。 ➢ 床上浸水する建物が約 52,000 棟、床下浸水する建物が約 3,000 棟発生する。 ➢ 土砂災害警戒区域内の建物約 24,000 棟のいずれかでは土石流等よって被害を受ける可能性がある。
人的被害	市全体で死亡者が約 420 人、負傷者が 860 人想定される。 ➢ 死亡者は直接死約 420 人のほか、災害関連死が約 170 人想定される。 ➢ 負傷者の内訳は軽傷 835 人、重症 25 人と想定される。
避難者	水害・土砂災害の被害を受ける可能性があるエリアに居住する約 161,000 人のうち、約 134,000 人の立ち退き避難が想定される。そのうち避難所への避難が約 37,000 人、自宅等での垂直避難が約 27,000 人、近隣の少しでも安全な場所への一時的な避難が約 97,000 人発生する。 ➢ 避難指示発令により、避難所へ避難する住民が増える。 ➢ 避難指示発令地域の拡大により避難者数が更に増加し一部避難所で車中泊の避難者も発生する。 ➢ 避難指示発令 3 日後から、車中泊の避難者にエコノミークラス症候群患者が発生する。 ➢ 避難所の閉鎖まで、車中泊の避難者も継続することが想定される。
電力	家庭、店舗、集合住宅等において、コンセント等の電気設備や受変電施設が浸水することにより停電が生じる。 ➢ 家庭、店舗等において、コンセント等電気設備が浸水(浸水深 70cm 以上)することにより停電が生じる。 ➢ 受変電施設が浸水(浸水深 100cm 以上)する集合住宅についても停電が生じる。 ➢ 浸水が解消された地域から順次復旧する。
上水道	上水道については、浄水場が浸水、土砂災害により稼働不能となることによる断水が発生する。 ➢ 浸水によりマンション等の受水槽ポンプが故障し、給水できず断水が多数発生する。
下水道 (処理場の停止及び管路被害による機能支障)	秋里下水終末処理場、千代水クリーンセンター、河原浄化センター等が浸水により機能が停止する。 ➢ 下水道については、下水道管の流下能力を超える降雨(計画規模降雨)が発生することにより、各家庭等からの汚水排除ができなくなる。 ➢ 汚水や薬品の流出による環境汚染が発生する。
通信	家庭、店舗や集合住宅の固定電話機が電気設備、主配電盤の浸水により使用不能となる。 ➢ 固定電話については、家庭、店舗等のモジュラージャック等電気設備が浸水(浸水深 70cm 以上)することにより電話機が使用不能となる。また、主配電盤が浸水(浸水深 100cm 以上)する集合住宅についても電話機が使用不能となる。 ➢ 携帯電話については、一部の基地局が浸水(浸水深 100cm 以上)する場合、機能停止し、浸水する基地局のカバーエリアでサービスが受けられないなどの障害が生じる。
都市ガス	都市(鳥取)ガスの供給範囲の家庭、店舗等において、マイコンメータの浸水により使用不能となる。また、地区ガバナが浸水する集合住宅についても使用不能となる。 ➢ マイコンメータの浸水(浸水深 100cm 以上)により使用不能となる。 ➢ 地区ガバナが浸水(浸水深 200cm 以上)する集合住宅についても使用不能となる。
LP ガス	LP ガスを使用している家庭、店舗等において、LP ガス容器の流出、マイコンメータの浸水により使用不能となる。 ➢ マイコンメータの浸水(浸水深 140cm 以上)により使用不能となる。
交通・輸送	緊急輸送道路である国道 53 号、国道 9 号、国道 29 号、若葉台東町線、姫路鳥取線等が浸水により通行不能となる。 ➢ 緊急車両の派遣が困難となり、救援・救助活動に支障が生じる。 鉄道(JR)は、台風情報を踏まえて計画運休を実施する。浸水が想定される JR 山陰本線、因美線の一部区間においては、浸水が解消するまで運行が停止する。 ➢ 翌日以降に浸水が解消するなど安全が確認され次第徐々に運行する。ただし、洪水により橋梁が流出した区間や土砂災害が発生した一部区間については、復旧に時間を要する。

第3章　非常時優先業務

3.1　非常時優先業務とは

非常時優先業務は、災害発生時に市民の生命及び財産の保護、都市機能の維持及び早期回復を図るために実施すべき応急業務と、市民への影響を考慮して災害時においても継続あるいは早期再開すべき通常業務のことを指すものとし、以下のとおり定義する。

【非常時優先業務の定義】

非常時優先業務とは、発災から1か月以内に、優先的に実施・再開すべき業務であって、発災後に新たに発生する「応急業務」と、通常業務のうち継続又は早期に再開すべき「優先通常業務」の総称をいう。

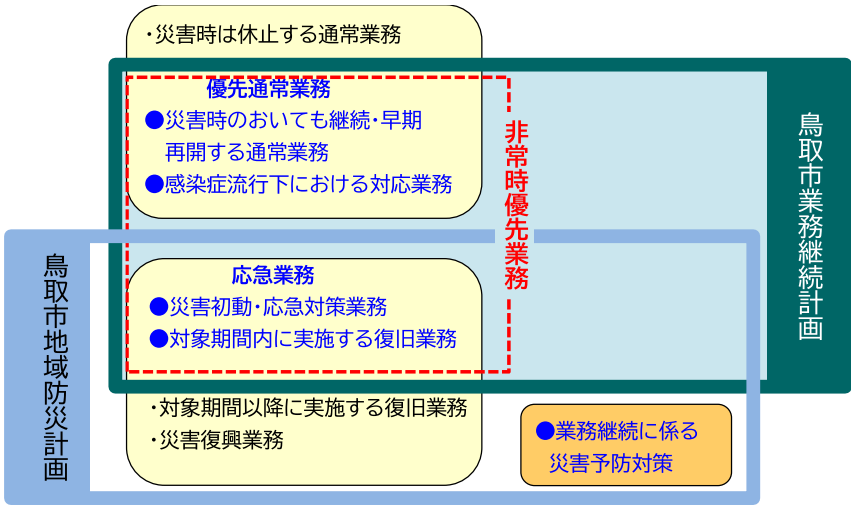

図 3.1　非常時優先業務(再掲)

3.2　非常時優先業務の選定方法

非常時優先業務の選定は、以下に示す方法で実施した。

(1) 応急業務

「鳥取市地域防災計画」の「第３部　災害応急対策計画」に定める災害対策本部の事務分掌に基づき、対象期間における実施すべき全ての業務を洗い出し、応急業務として位置付けた。

(2) 優先通常業務

各課の事務分担表を基に、本市が実施している通常時の全業務をリスト化し、全庁の業務継続目標、災害時における優先度の観点及び市民生活に与える影響を鑑み、発災後１か月以内に再開すべきと判断した業務及び感染症対応業務※を非常時優先業務（優先通常業務）として位置付けた。なお、発災後１か月以内では再開しない業務については、休止業務と位置付けた。

※鳥取市新型インフルエンザ等業務対応マニュアル「業務継続計画」に基づく新型インフルエンザ対策業務を指す。

（3）継続が不可欠な業務と優先度の判断基準

非常時優先業務について、継続が不可欠な業務（発災後１か月以内に実施、再開すべき業務）分野について、以下のとおりとする。

【継続が不可欠な業務分野】

① 住民の生命･身体を守る業務
② 住民生活を守る業務
③ 社会活動機能を維持、早期復旧する業務
④ 上記①～③の業務継続に必要な体制及び資源を確保、活用する業務

また、優先度が高い業務を判断する基準は、「住民の生命・身体への影響、住民生活及び社会活動への影響から考えて、１か月以内に、かつ、特定の水準まで復旧することが必要不可欠な業務」とする。

3.3 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務は、地震津波時は全 3,519 業務であり、このうち応急業務は 354 業務、優先通常業務は 3,088 業務（うち 77 業務が感染症対応業務務）である。通常業務全体における優先通常業務の実施率（選定率）は 52%となり、通常業務の残り 3,330 業務は、発災後１か月間において休止業務の対象となる。

また、風水害発生時の非常時優先業務は全 3,532 業務であり、このうち応急業務は、359 業務、優先通常業務は 3,096 業務（うち 77 業務が感染症対応業務）である。通常業務全体における優先通常業務の実施率（選定率）は 52%となり、通常業務の残り 3,322 業務は、発災後１か月間において休止業務の対象となる。

表 3.1 非常時優先業務選定結果

業務分類			業務数	備考
非常時優先業務	応急業務	地震･津波	354	地域防災計画に定められた業務数
		風水害	359	地域防災計画に定められた業務数
	優先通常業務	地震･津波	3,088	全業務のうち縮小･休止業務は 3,330(約 52%)
		風水害	3,096	全業務のうち縮小･休止業務は 3,322(約 52%)
		感染症	77	鳥取市新型インフル等業務対応マニュアル「業務継続計画」に定められた対策業務のうち応急業務と重複しない業務数
合計		地震･津波	3,519	
		風水害	3,532	

3.4 業務開始目標の設定

大規模災害時には行政にも大きな被害がおよぶと考えられることから、限られた資源（人員・施設・設備等）で市の責務を果たすことが必要となる。このため、実施すべき業務の選択とその優先度（時間目標）を予め定める。

また、具体的な時間目標を定めることにより、余剰人員を生み出す時期の目途をたて、通常業務の早期再開につなげる。

表 3.2、表 3.3 に示すとおり、業務の開始目標を設定する。

表 3.2 業務開始目標一覧(地震･津波)

<table>
<tr><th>開始目標時期</th><th>応急業務</th><th>優先通常業務</th></tr>
<tr><td>1 時間以内</td><td>･災害対策本部体制の確立 ･被害概況の把握
･来庁者、職員の安全確保 ･住民等広報の開始</td><td rowspan="4">･市長及び副市長の秘書に関する業務
･個人情報の取扱いに関する業務
･新型コロナウイルス感染症の現場対応
･公印の管理、審査
･動物伝染病の対応
･コールセンター業務 等</td></tr>
<tr><td>3 時間以内</td><td>･救護所の設置開始 ･避難所の開設準備 等</td></tr>
<tr><td>12 時間以内</td><td>･物資の調整、配分
･燃料の確保 ･災害廃棄物仮置き場の確保 等</td></tr>
<tr><td>1 日以内</td><td>･避難所の開設、運営
･被災者のこころのケア、感染症の予防指導
･災害廃棄物処理の開始 等</td></tr>
<tr><td>3 日以内</td><td>･救援物資等の受付、配分 ･見舞金の受入
･罹災証明書の発行の手続き
･遺体の捜索、埋葬に関する応援要請
･被災証明書の交付 等</td><td>･予算に関する業務
･出納、会計、審査指導に関する業務
･指定金融機関の公金収納システムに関する業務</td></tr>
<tr><td>1 週間以内</td><td>･ボランティアの受付、派遣
･避難所の延長対応
･学校再開準備 等</td><td>･人権相談に関する業務
･埋葬許可に関する業務 等</td></tr>
<tr><td>2 週間以内</td><td>･義援金の受付
･被災者に対する職業の斡旋
･応急仮設住宅の建設
･避難所の統廃合、閉鎖
･住宅関係融資の説明、受付 等</td><td>･経理･支払い事務(支払い通知等)
･住民情報系システムに関する業務
･学校給食に関する業務
･職員の給与、人事に関する事務
･各種賦課業務 等</td></tr>
<tr><td>1 か月以内</td><td>･被災者生活再建等支援制度の相談、申請の受付
･義援金の配分
･予算措置、災害査定の集約
･復興計画の策定 等</td><td>･統計調査に関する業務
･学校に関する事務 等</td></tr>
</table>

表 3.3 業務開始目標一覧(風水害)

<table>
<tr><th>開始目標時期</th><th>応急業務</th><th>優先通常業務</th></tr>
<tr><td>3 日前～1 日前
(警戒レベル1)</td><td>・公共交通機関との連絡調整
・休校措置の実施 等</td><td rowspan="3">※通常業務を継続</td></tr>
<tr><td>警戒本部体制
(警戒レベル 2)</td><td>・ホットラインの実施
・災害警戒本部の設置 等</td></tr>
<tr><td>災害対策本部体制
(警戒レベル 3～4)</td><td>・災害対策本部の設置
・高齢者等避難発令 ・避難所の開設 等</td></tr>
<tr><td>発災直後・1 時間以内
(警戒レベル 5)</td><td>・緊急安全確保の発令
・被害情報の収集 等</td><td rowspan="4">・市長及び副市長の秘書に関する業務
・個人情報の取扱いに関する業務
・新型コロナウイルス感染症の現場対応
・公印の管理、審査
・動物伝染病の対応・コールセンター業務 等</td></tr>
<tr><td>3 時間以内</td><td>・救護所の設置開始 等</td></tr>
<tr><td>12 時間以内</td><td>・物資の調整、配分
・燃料の確保 ・災害廃棄物仮置き場の確保 等</td></tr>
<tr><td>1 日以内</td><td>・被災者のこころのケア、感染症の予防指導
・災害廃棄物処理の開始 等</td></tr>
<tr><td>3 日以内</td><td>・救援物資等の受付、配分 ・見舞金の受入
・罹災証明書の発行の手続き
・遺体の捜索、埋葬に関する応援要請
・被災証明書の交付 等</td><td>・予算に関する業務
・出納、会計、審査指導に関する業務
・指定金融機関の公金収納システムに関する業務</td></tr>
<tr><td>1 週間以内</td><td>・ボランティアの受付、派遣
・避難所の延長対応 等</td><td>・人権相談に関する業務
・埋葬許可に関する業務 等</td></tr>
<tr><td>2 週間以内</td><td>・避難所の統廃合、閉鎖
・被災者生活再建支援金支給申請書の受理 等</td><td>・経理・支払い事務(支払い通知等)
・住民情報系システムに関する業務
・職員の給与、人事に関する事務
・各種賦課業務 等</td></tr>
<tr><td>1 か月以内</td><td>・被災者生活再建等支援制度の相談、申請の受付
・予算措置、災害査定の集約
・復興計画の策定 等</td><td>・統計調査に関する業務
・学校に関する事務 等</td></tr>
</table>

第4章　人的・物的資源の現状と業務継続上のリスク

4.1　人的資源

（1）職員参集予測

1）地震・津波における職員参集予測の考え方

地震発災後に具体的にどのくらいの人員が確保できるかは、非常時優先業務を継続する上で重要な要素となる。特に勤務時間外の発災においては、職員が居住地から勤務地に参集する状況を考慮する必要がある。地震・津波における職員参集予測の考え方を以下に示す。

①参集手段
- 発災から３日間：徒歩のみ（歩行速度：4km/h）による参集を想定
  ※勤務地までの距離が 20km を越える場合には、徒歩による参集は困難とみなす
- 発災から４日目以降：公共交通が徐々に回復することを想定

②直線補完による算出
- 発災後４日目から２週間時点までの間は一定割合で参集数が増加すると想定

③居住地の考慮
- 鳥取市の職員の居住エリアから、本庁舎までの距離を算出し、発災からの経過時間に応じて参集率を算出

④感染症流行下の考慮
- 感染症流行下の欠勤率 40％を考慮した参集率を算出

表 4.1　職員参集の試算方法

発災後時間経過	参集可能職員数の試算方法
１時間	庁舎から 4km 圏内の職員数×参集可能な職員の割合
３時間	庁舎から 12 ㎞圏内の職員数×参集可能な職員の割合
１日	庁舎から 20 ㎞圏内の職員数×参集可能な職員の割合
３日	庁舎から 20 ㎞圏内の職員数×参集可能な職員の割合
１週間	直線補完
２週間	全職員数×参集可能な職員の割合
１か月	全職員数×参集可能な職員の割合

表 4.2　参集困難となる要因

時間経過	想定される要因
発災～１日	全壊・半壊等により自宅が被災する
	参集途中に被災現場で救助活動等を実施する
	発災時において遠方に外出している（レジャー活動等）
１日～３日	職員及び家族が死傷する
	避難所生活を要する、揺れにより自力脱出が困難である
３日～１週間	職員及び家族が死傷する
１週間以降	職員が死傷する

2）風水害における職員参集予測の考え方

風水害においては、地震・津波と異なり、河川の増水など段階的に事態が進行するため、職員は警戒レベル、災害対策本部の体制移行の基準に基づき、事前に参集完了することを目標とする。

また、本計画で対象とする職員（第 3 配備）の風水害時における参集予測の考え方を以下に示す。

①参集手段
- 事前参集であること、公共交通機関の計画運休等を考慮し、車（タクシーを含む）での移動を想定

②参集目標
- 3 日前から前日、災害警戒本部設置までは、必要人員に応じて対象職員が参集
- 災害対策本部設置（配備体制）から発災後以降は、事前参集を目標とし、一部の参集困難な職員（遠方外出、休職、その他の要因等による）を除く全職員が参集

③感染症流行下の考慮
- 感染症流行下の欠勤率 40%を考慮した参集率を算出

表 4.3 職員参集の試算方法

発災後時間経過	参集可能職員数の試算方法
3 日前から前日	必要人員（対象職員のみ）
災害警戒本部設置	必要人員（対象職員のみ）
災害対策本部設置（配備体制）から発災後 1 か月	第 3 配備の対象となる全職員×**参集可能な職員割合**

（2） 人的資源の現状（職員参集予測の結果）

1） 地震・津波における職員参集の予測

職員の参集予測では、既往災害の事例等で得られた経験や地震被害想定結果、県計画の内容に基づき、交通機関の途絶や職員自身の被災等を考慮する。

職員の参集率は、発災直後の 23.2%から時間経過に伴い増加し、被災状況を考慮し発災から 2 週間後に最大 97.2%の参集率となる。

また、感染症流行下では、欠勤率 40%を考慮し、発災直後の 13.9%から最大でも 2 週間後の 58.3%の参集率であり、参集職員の少ない状況下での対応が必要となる。

表 4.4 職員参集予測 結果一覧

	直後～	1 時間～	3 時間～	1 日～	3 日～	1 週間～	2 週間～
参集職員数（人）	299	562	653	919	1,040	1,253	1,253
参集率（%）	23.2%	43.6%	50.7%	71.3%	80.7%	97.2%	97.2%
感染症を考慮した参集率（%）	13.9%	26.2%	30.4%	42.8%	48.4%	58.3%	58.3%

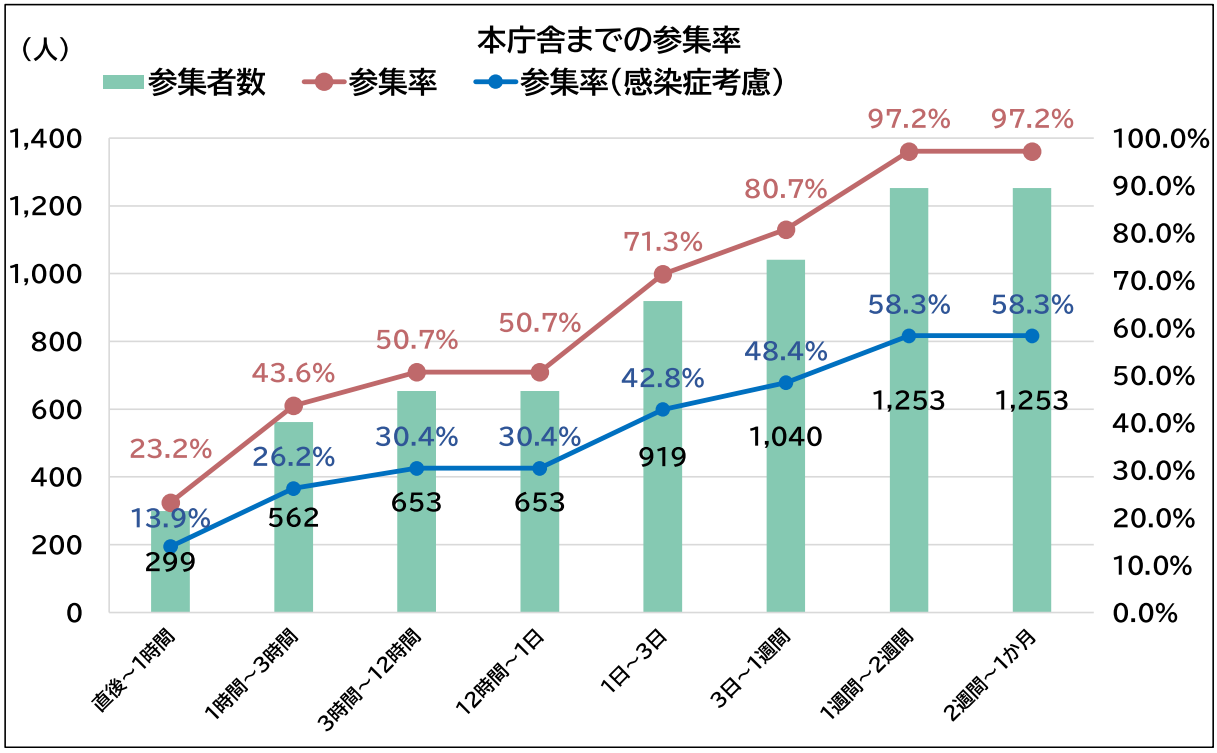

図 4.1 職員参集予測（本庁舎） 結果

2）風水害における職員参集の予測

風水害は段階的に事態が進行する事象であることから、地震発生時とは異なり、遠方外出等による一部の参集困難な職員のみを考慮する。

職員の参集率は、3 日前から前日で 21.7%、警戒本部体制で 25.0%となるが、これは配備体制に応じた職員は全て参集している状態である。災害対策本部体制（第 3 配備発令）以降は、97.0%の参集率となる。

また、感染症流行下では、欠勤率 40%を考慮し、3 日前から前日で 31.3%、警戒本部体制で 34.6%、災害対策本部体制（第 3 配備発令）以降は、58.2%の参集率となり、参集職員の少ない状況下での対応が必要となる。

表 4.5 職員参集予測 結果一覧

	3 日前～前日	警戒本部体制	対策本部体制（第 3 配備発令）	直後～1 か月
参集職員数(人)	280	322	1,250	1,250
参集率(%)	21.7%	25.0%	97.0%	97.0%
感染症を考慮した参集率(%)	31.3%	34.6%	58.2%	58.2%

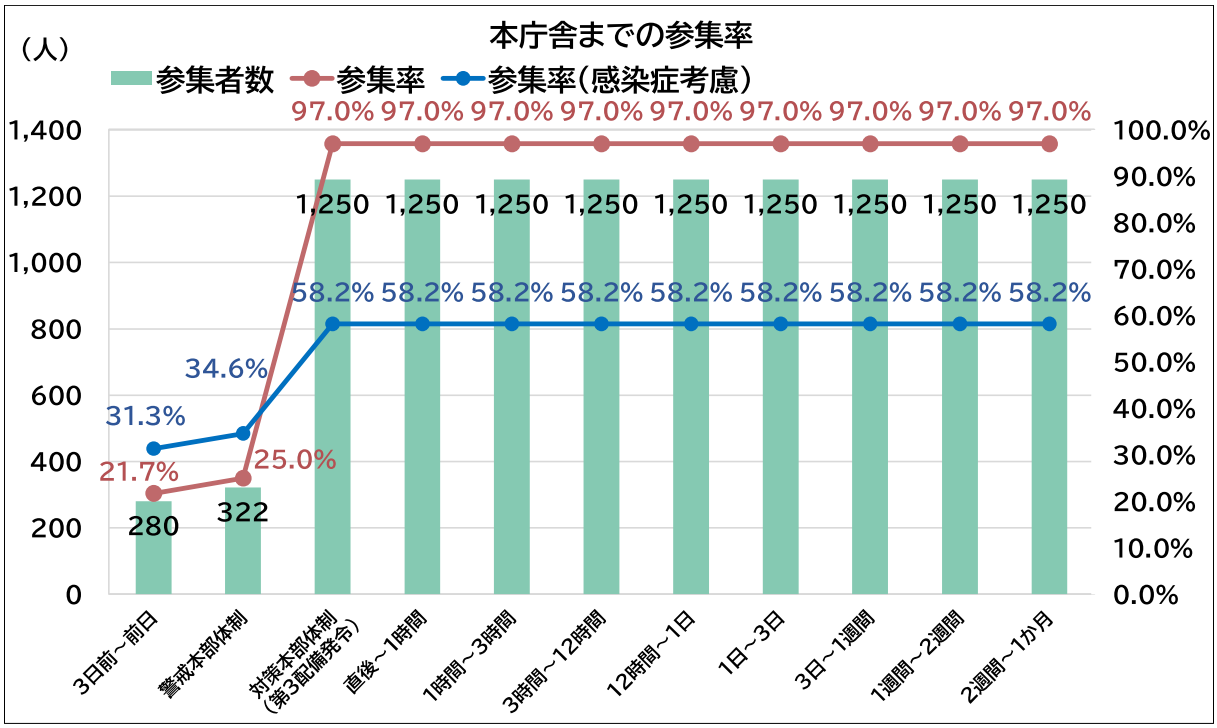

図 4.2 職員参集予測(本庁舎) 結果

（3） 人的資源の確保に関する業務継続上のリスク

1） 地震･津波における必要人員と参集職員の不足

◎感染症が発生していない時期

発災初期より必要人員が参集者数を上回り職員数が不足する。必要人員と参集者数の差は「1 日後」が最大となり、2,301 人が不足する。また、発災後 1 週間以降は、参集困難な職員を除く一定数の職員の参集が完了するが、優先通常業務の再開に伴い必要人員が増加することから最大 1,665 人が不足する。

発災直後は多くの職員が参集できず、一定数の職員が参集した後であっても、いずれの時間帯でも業務に従事する人員が不足する恐れがある。

表 4.6 必要人員及び参集職員 不足一覧

職員人数		直後～	1 時間～	3 時間～	12 時間～	1 日～	3 日～	1 週間～	2 週間～
必要人員(人)	優先通常業務	273	273	273	273	308	360	545	734
	応急業務	1,377	1,517	2,268	2,227	2,912	2,585	2,361	2,184
	合計	1,650	1,791	2,541	2,500	3,220	2,945	2,906	2,918
参集職員数(人)		299	562	653	653	919	1,040	1,253	1,253
不足(人)		△1,351	△1,228	△1,888	△1,847	△2,301	△1,905	△1,653	△1,665

※表中の数値は一部端数処理をしています。

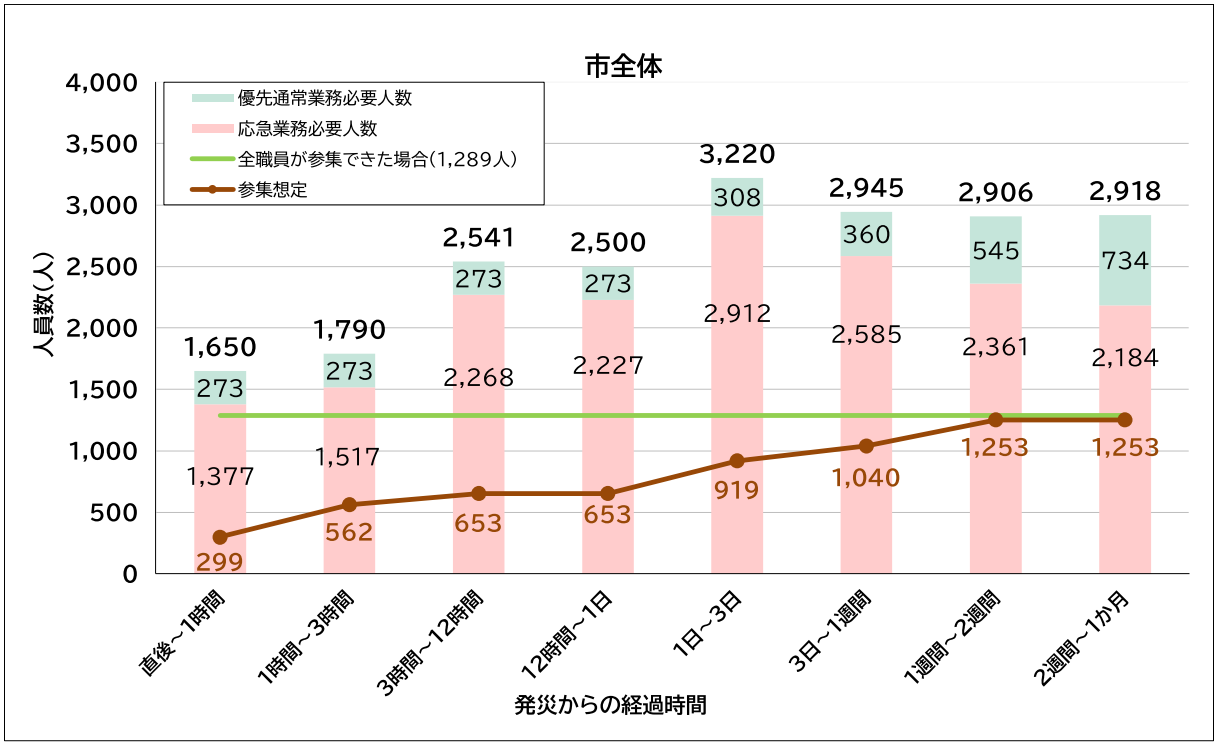

図 4.3 必要人員と参集職員の不足

◎感染症の県内発生期

感染症が県内で発生している時期は、発生していない時期と比べ、参集者数が 4 割減少するうえ感染症対応業務が加わるため、より厳しい状況下で業務を遂行することが予想される。

必要人員と参集者数の差は「1 日後」が最大となり、約 2,785 人が不足する。また発災後 1 週間以降は参集可能な一定数の職員の参集が完了するが、優先通常業務の再開に伴い必要人員が増加することから最大 2,237 人が不足する。

発災直後は多くの職員が参集できず、一定数が参集した後であっても、いずれの時間帯でも業務に従事する人員が不足する恐れがある。

表 4.7 必要人員及び参集職員 不足一覧

職員人数		直後～	1 時間～	3 時間～	12 時間～	1 日～	3 日～	1 週間～	2 週間～
必要人員(人)	優先通常業務	262	262	262	262	290	338	494	632
	応急業務	1,377	1,517	2,268	2,227	2,912	2,585	2,361	2,184
	感染症対応業務	134	134	134	134	134	134	134	134
	合計	1,773	1,913	2,664	2,623	3,336	3,057	2,989	2,950
参集職員数(人)		179	337	392	392	551	624	752	752
不足(人)		△1,594	△1,576	△2,272	△2,231	△2,785	△2,433	△2,237	△2,198

※表中の数値は一部端数処理をしています。

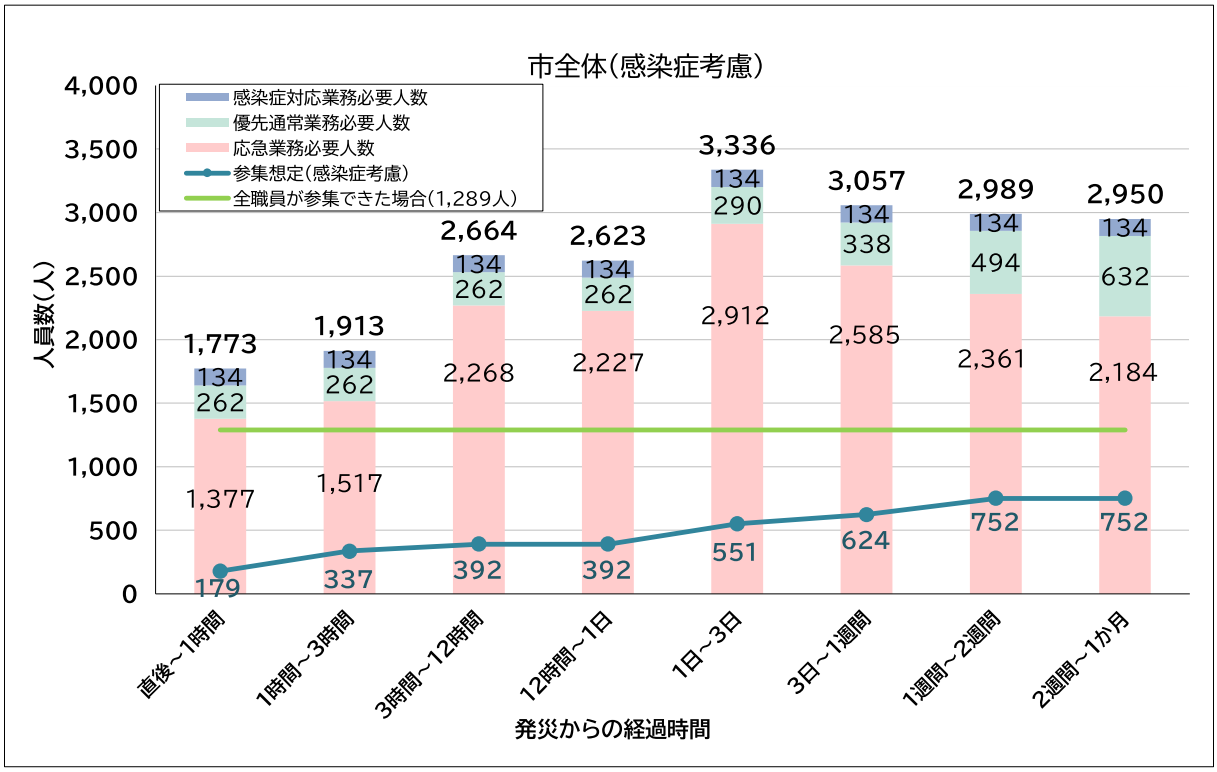

図 4.4 感染症流行下における必要人員と参集職員の不足

2）風水害における必要人員と参集職員の不足

◎感染症が発生していない時期

災害対策本部体制（第 3 配備発令）までは必要人員の参集が可能だが、発後直後が参集者数を上回り職員数が不足する。必要人員と参集者数の差は「1 日後」が最大となり、2,327 人が不足する。

参集困難な職員を除く一定数の職員の参集が完了した後であっても、多くの時間帯で業務に従事する人員が不足する恐れがある。

表 4.8 必要人員及び参集職員 不足一覧

職員人数		3 日前～前日	警戒本部体制	対策本部体制	直後～	1 時間～	3 時間～	12 時間～	1 日～	3 日～	1 週間～	2 週間～
必要人員（人）	優先通常業務	272	272	272	272	272	272	272	308	359	545	736
	応急業務	8	50	1,335	1,671	1,788	2,453	2,429	3,269	2,860	2,190	2,128
	合計	280	322	1,607	1,943	2,060	2,725	2,701	3,577	3,219	2,735	2,864
参集職員数(人)		280	322	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
不足(人)		0	0	△357	△693	△810	△1,475	△1,451	△2,327	△1,969	△1,485	△1,614

※表中の数値は一部端数処理をしています。

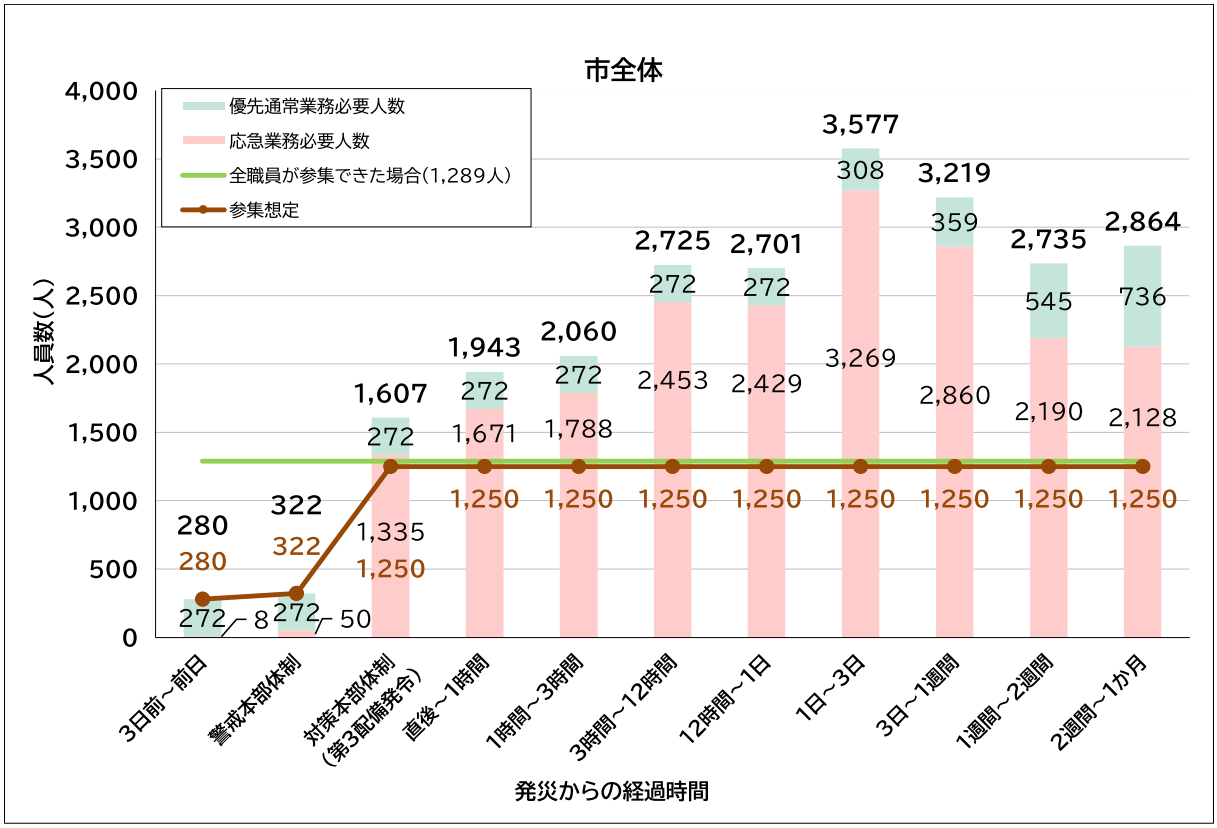

図 4.5 必要人員と参集職員の不足

◎感染症の県内発生期

感染症が県内で発生している時期は、発生していない時期と比べ、参集者数が 4 割減少するうえ感染症対応業務が加わるため、より厳しい状況下で業務を遂行することが予想される。

必要人員と参集者数の差は「1 日後」が最大となり、約 2,942 人が不足する。

一定数が参集した後であっても、いずれの時間帯でも業務に従事する人員が不足する恐れがある。

表 4.9 必要人員及び参集職員 不足一覧

職員人数		3 日前～前日	警戒本部体制	対策本部体制	直後～	1 時間～	3 時間～	12 時間～	1 日～	3 日～	1 週間～	2 週間～
必要人員（人）	優先通常業務	262	262	262	262	262	262	262	289	337	494	634
	応急業務	8	50	1,335	1,671	1,788	2,453	2,429	3,269	2,860	2,190	2,128
	感染症対応業務	134	134	134	134	134	134	134	134	134	134	134
	合計	404	446	1,731	2,067	2,184	2,849	2,825	3,692	3,331	2,818	2,896
参集職員数（人）		404	446	750	750	750	750	750	750	750	750	750
不足（人）		0	0	△981	△1,317	△1,434	△2,099	△2,075	△2,942	△2,581	△2,068	△2,146

※表中の数値は一部端数処理をしています。

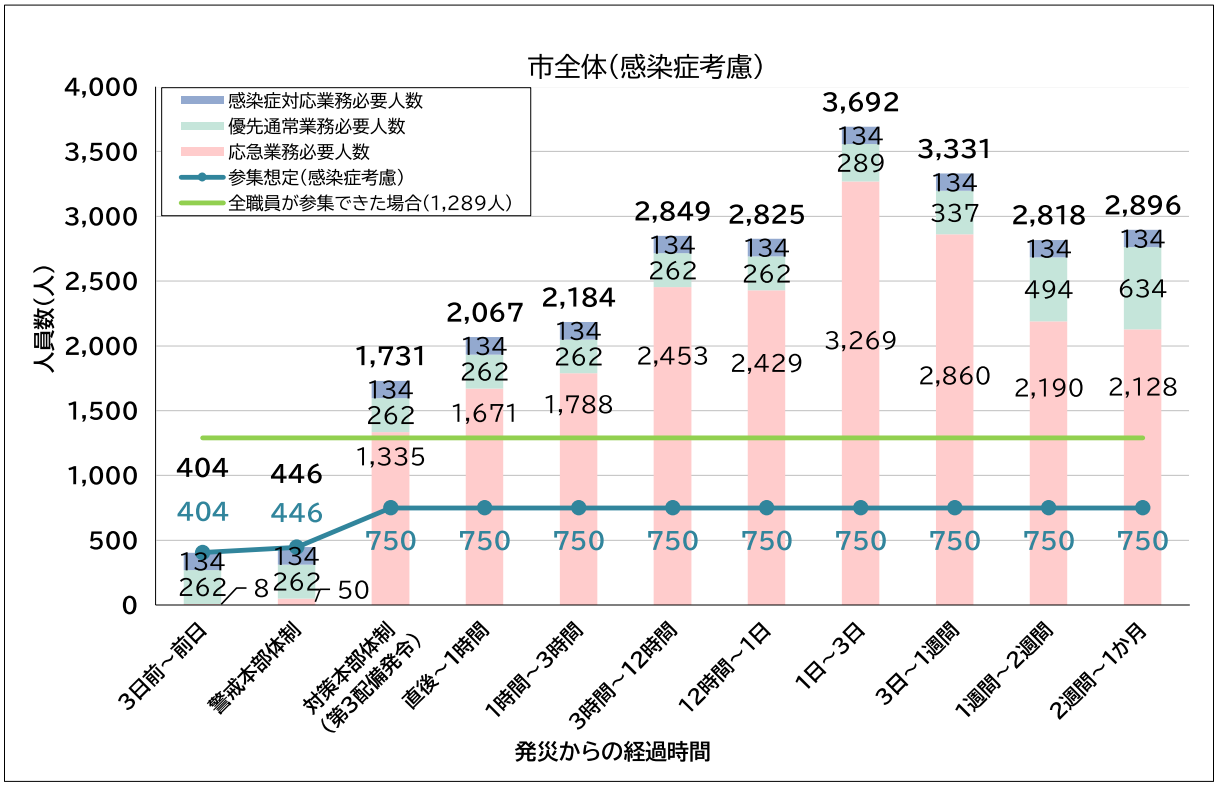

図 4.6 感染症流行下における必要人員と参集職員の不足

4.2 物的資源

(1) 庁舎施設

1) 庁舎の現状(災害耐性)

地震発生時には、各庁舎施設の耐震対策の現状から、いずれの庁舎においても、全施設が使用不能となる可能性は低いと考えられる。しかし、執務スペースにおける什器転倒対策は、庁舎により差がある。

風水害発生時には、それぞれの立地条件等により、浸水や土砂災害による被害を受ける可能性がある。また、止水対策や強風対策（窓ガラス破損対策）は一部を除き行われている。

表 4.10 庁舎の基本情報及び立地条件

施設の名称	基本情報					立地条件	
	完成年度	構造	耐震基準	階数	床面積(㎡)	浸水深等	土砂災害
鳥取市役所本庁舎	2019	SRC 造	新耐震	階上8	23,220.76	1.7m	—
鳥取市役所駅南庁舎	2005	SRC 造	新耐震	階上7, 地下1	27,647.62	1.6m	—
下水道部庁舎	1978	RC 造	新耐震	階上3、地下1	3,092.00	3.2m	—
国府町総合支所庁舎	2012	S 造	新耐震	階上2	1,339.98	1.6m	—
福部町総合支所庁舎	1969	RC 造	旧耐震	階上2	1,104.00	3.7m	—
河原町総合支所庁舎	1991	RC 造	新耐震	階上3	1,583.23	3.0m 氾濫流 河岸浸食	—
用瀬町総合支所庁舎	1977	RC 造	旧耐震	階上4	1,931.13	—	土石流
佐治町総合支所庁舎	1971	RC 造	旧耐震	階上2、地下1	1,080.34	—	地滑り 急傾斜
気高町総合支所庁舎	2018	S 造	新耐震	階上2	1,113.38	—	—
鹿野町総合支所庁舎	1984	SRC 造	新耐震	階上3	2,267.29	河岸浸食	—
青谷町総合支所庁舎	1993	RC 造	新耐震	階上2、地下1	3,192.36	—	—

表 4.11 庁舎の災害対策

施設の名称	地震			風水害	
	耐震改修	耐震工法	什器対策	止水対策	強風対策
鳥取市役所本庁舎	—	免震構造	ローキャビネ採用 キャビネ同士の連結	止水板	耐風圧(窓ガラス)
鳥取市役所駅南庁舎	—	耐震構造	突っ張り棒設置	土のう	耐風圧(窓ガラス)
下水道部庁舎	—	耐震構造	なし	土のう	耐風圧(窓ガラス)
国府町総合支所庁舎	—	耐震構造	突っ張り棒設置	土のう	耐風圧(窓ガラス)
福部町総合支所庁舎	完了	耐震構造	なし	土のう	耐風圧(窓ガラス)
河原町総合支所庁舎	—	耐震構造	なし	土のう	耐風圧(窓ガラス)
用瀬町総合支所庁舎	完了	耐震構造	ローキャビネ採用	土のう	耐風圧(窓ガラス)
佐治町総合支所庁舎	完了	耐震構造	ローキャビネ採用	土のう	耐風圧(窓ガラス)
気高町総合支所庁舎	—	耐震構造	なし	土のう	耐風圧(窓ガラス)
鹿野町総合支所庁舎	—	耐震構造	ローキャビネ採用	土のう	耐風圧(窓ガラス)
青谷町総合支所庁舎	—	耐震構造	突っ張り棒設置	土のう	耐風圧(窓ガラス)

2）庁舎施設の維持に関する業務継続上のリスク

地震発生時には、什器の転倒被害のほか、非構造部材の損傷等の理由により、一時的に庁舎が使用できないことが想定されるため、これらの被害及び業務の停止を最小限に抑えるため、日常的な点検や必要な対策を行う必要がある。

風水害発生時には、支所庁舎浸水等により一部の業務が継続不可能となることが想定されるため、浸水被害を極力抑えるための対策を講じるほか、他の庁舎で当該業務を補完するための事前調整が必要である。また支所庁舎全体に被害がおよび、対策支部機能を維持することが困難になる場合も想定し、代替施設の必要性についても検討を行う必要がある。

（2）非常用電源

1）非常用発電設備の現状

本市では現在、一部の庁舎を除き非常用発電設備が整備されている。非常用発電設備は停電発生時に自動的に稼働するとともに回路切り替えが行われ、職員の手を介することなく直ちに電力を供給し、停電時間を最小限に抑えることができる。

また、非常用発電設備から電力が供給されるコンセント（以下、非常用電源という）は色分けされ、容易に識別可能となっている。

このほか、各庁舎において非常用発電設備の稼働に必要な燃料を備蓄するなど、長時間の停電への備えを行っている。

表 4.12 非常用発電設備の整備状況

施設の名称	非常用発電機		燃 料		
	整備状況	設置階数	油 種	備蓄量（連続稼働時間）	
鳥取市役所本庁舎	整備済み	屋 上	重 油	72 時間分	
鳥取市役所駅南庁舎	整備済み	屋 上	重 油	72 時間分	
下水道部庁舎	整備済み	1 階 （下水処理場・沈砂池棟）	重 油	24 時間分	
国府町総合支所庁舎	整備予定	検討中	検討中	検 討 中	
福部町総合支所庁舎	整備済み	屋 上	重 油	72 時間分	
河原町総合支所庁舎	整備済み	1 階 （機械室）	軽 油	72 時間分	
用瀬町総合支所庁舎	整備済み	屋 外	重 油	72 時間分	
佐治町総合支所庁舎	整備済み	屋 外	軽 油	72 時間分	
気高町総合支所庁舎	整備済み	2 階 （1 階執務室屋上）	軽 油	72 時間分	
鹿野町総合支所庁舎	整備済み	3 階 （機械室）	軽 油	2 時間分	今後、庁舎の改修に合わせて機器更新予定
青谷町総合支所庁舎	整備済み	地 下 （機械室）	重 油	10 時間分	今後、庁舎の改修に合わせて機器更新予定

2）非常用電源の確保に関する業務継続上のリスク

非常用発電設備が未整備又は当該設備の更新が必要な庁舎については、今後計画的に整備を行っていく必要がある。

また、停電発生時に非常用発電設備が確実に動作するよう定期点検を行うほか、燃料の必要な備蓄量を維持するとともに、災害時に緊急的に燃料を確保する手段についても検討しておく必要がある。

（3）庁内備蓄･執務環境

1）庁内の備蓄･執務環境の現状

現在、職員用の食糧や飲料水等の備蓄についての具体的な計画等はなく、参集職員が自ら必要なものを持参することとしている。

このほか、業務実施に必要となるコピー用紙やプリンタートナー、事務用品などの消耗品や庁舎内で日常的に使用している手指消毒液や石鹸といった日用品等については所管課が必要に応じて調達を行っているが、一定期間の災害に備えたストックはない。

公用車の燃料については、ガソリン等を別に大量保管するのではなく、常に各車両の燃料タンクが一定量以上満たされるよう周知が行われている。

職員の執務環境について、庁舎のトイレは一部を除き、災害発生に伴う停電や断水時であっても非常用発電設備や受水槽により一定期間の継続使用が可能である。このほか、勤務体制や休憩スペース確保については、現状として具体的な措置は定められていない。

表 4.13 各庁舎におけるトイレの災害耐性

施設の名称	バリアフリートイレ	停電時	断水時	備　　考
鳥取市役所本庁舎	整備済み	使用可能	使用可能	断水時は受水槽の貯留分のみ使用可。
鳥取市役所駅南庁舎	整備済み	使用可能	使用可能	断水時は受水槽の貯留分のみ使用可。
下水道部庁舎	整備済み	使用可能	使用不能	今後、庁舎の改修に合わせて検討。
国府町総合支所庁舎	整備済み	使用可能	使用不能	今後、庁舎の改修に合わせて対応予定。
福部町総合支所庁舎	整備済み	使用可能	使用可能	断水時は受水槽の貯留分のみ使用可。
河原町総合支所庁舎	整備済み	使用可能	使用可能	断水時は受水槽の貯留分のみ使用可。
用瀬町総合支所庁舎	整備済み	使用可能	使用可能	断水時は受水槽の貯留分のみ使用可。
佐治町総合支所庁舎	整備済み	使用可能	使用可能	断水時は受水槽の貯留分のみ使用可。
気高町総合支所庁舎	整備済み	使用可能	使用可能	断水時は受水槽の貯留分のみ使用可。（1 階のみ）
鹿野町総合支所庁舎	整備済み	使用可能	使用可能	断水時は高架水槽の貯留分及び井戸水が使用可。
青谷町総合支所庁舎	整備済み	使用可能	使用不能	今後、庁舎の改修に合わせて対応予定。

2）庁内備蓄の確保及び執務環境の維持に関する業務継続上のリスク

発災直後は職員自身が飲料水や食糧等を調達・持参することは困難である場合が想定されるほか、物流機能の停止により庁内で使用する消耗品や公用車に必要な燃料が容易に調達できなくなることも想定される。このため、あらかじめ各庁舎において、職員が業務を遂行するために必要となる備蓄を推進するなどの対策が必要である。

また、トイレが使用不能になる庁舎においては、必要な設備の整備を検討するとともに、簡易トイレ等を活用するほか、性別、その他に配慮した休憩スペースを確保するなど、非常時優先業務に従事する職員の執務環境の整備や勤務ルールの検討を行う必要がある。

（4）情報通信手段

1）情報通信手段の現状

各庁舎には平常時から使用する情報通信手段として、通常の電話回線である IP 電話、LGWAN 端末を経由したインターネット閲覧システム、災害対策本部室と接続されたテレビ会議システム等様々な通信手段が導入されている。

また、非常時用の情報通信手段として、全ての庁舎にＩＰ無線機が配備されているほか、一部の庁舎には、アナログ電話回線やインターネット回線が不通であっても使用可能な衛星電話機や、災害情報を迅速に発出するための防災行政無線の放送設備等が整備されている。

表 4.14 各庁舎における情報通信手段の整備状況

通信手段の種類と名称			本庁	駅南	下水	国府	福部	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	通信先	非常用電源	備 考
職員の通信・連絡手段	市整備	IP 電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不特定	庁舎発電機	
		インターネット回線（閲覧システム等）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不特定	庁舎発電機	
		TV 会議システム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本庁-各庁舎	庁舎発電機	専用ｼｽﾃﾑ
		公用携帯	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	不特定	—	携帯機
		FAX（アナログ回線）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不特定	庁舎発電機	通信線給電
		災害時優先電話（アナログ回線）	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	不特定	庁舎発電機	通信線給電
		衛星携帯	○	○	—	—	—	○	—	—	○	—	—	不特定	—	携帯機
		IP 無線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	庁内（IP 無線同士）	—	携帯機
		同報系通話用遠隔制御	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	本庁-支所間	庁舎発電機専用ﾊﾞｯﾃﾘｰ	
		同報系 FAX 遠隔制御	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	本庁-支所間	庁舎発電機専用ﾊﾞｯﾃﾘｰ	
		MCA/IP 無線	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	消防団-消防局-本庁・支所	—	携帯機
	県整備	鳥取県震度計 MCA 無線	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	県庁-県内市町村-本庁・支所	庁舎発電機専用ﾊﾞｯﾃﾘｰ	
		鳥取県防災 IP 電話	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県庁-本庁	庁舎発電機専用ﾊﾞｯﾃﾘｰ	
		鳥取県防災衛星電話	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全国都道府県庁-全国市町村	庁舎発電機専用ﾊﾞｯﾃﾘｰ	
市民向情報発信手段		同報系防災行政無線放送卓	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取市全域	庁舎発電機専用ﾊﾞｯﾃﾘｰ	
		FM 緊急割り込み装置	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鳥取市全域	庁舎発電機専用ﾊﾞｯﾃﾘｰ	
		FM 災害臨時局（FM 鳥取）	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鳥取市全域	庁舎発電機専用ﾊﾞｯﾃﾘｰ	可搬機

2）情報通信手段の確保に関する業務継続上のリスク

現在の情報通信手段については、非常時優先業務を遂行するために必要な種類の機器が必要な数量、使用可能な状態で配備されていることが重要であるが、その配備状況は庁舎によりさまざまである。

このため、機器の定期点検や電源確保はもとより、緊急時の修繕・保守体制を構築するほか、各庁舎に必要な情報通信手段の再配備の検討を行うことも必要となる。

また、特に災害発生時にのみ使用する機器については、即座に使用できるよう操作訓練を行うなど職員の育成を継続的に行っておく必要がある。

（5）情報システム

1）主要機器の設置場所の現状

情報システムの稼働に必要となる主要機器（主にサーバ機や基幹ネットワーク機器類）は、各庁舎のサーバ室等で適切に管理されている。

多くの主要機器は庁舎の浸水に備え、上層階に設置されているほか、庁舎の非常用発電設備からの電源供給や無停電電源装置（ＵＰＳ）の整備により、停電発生時でも一定期間の動作が可能である。

表 4.15 主要機器設置場所(サーバ室等)の災害耐性

施設の名称	設置階数	停電対策	備　　考
鳥取市役所本庁舎	3 階	庁舎非常用電源への接続、UPS の設置	
鳥取市役所駅南庁舎	3 階	庁舎非常用電源への接続、UPS の設置	
下水道部庁舎	2 階	庁舎非常用電源への接続、UPS の設置	
国府町総合支所庁舎	2 階	UPS の設置	改修に合わせ庁舎非常用電源へ接続予定
福部町総合支所庁舎	2 階	庁舎非常用電源への接続、UPS の設置	
河原町総合支所庁舎	3 階	庁舎非常用電源への接続、UPS の設置	
用瀬町総合支所庁舎	1 階	庁舎非常用電源への接続、UPS の設置	
佐治町総合支所庁舎	2 階	庁舎非常用電源への接続、UPS の設置	
気高町総合支所庁舎	2 階	庁舎非常用電源への接続、UPS の設置	
鹿野町総合支所庁舎	2 階	UPS の設置	改修に合わせ庁舎非常用電源へ接続予定
青谷町総合支所庁舎	1 階	UPS の設置	改修に合わせ庁舎非常用電源へ接続予定

2）情報システムの現状

発災後、非常時優先業務を実施するために必要となる情報システムと非常時優先業務との関係を整理した。（図 4.7、図 4.8）

発災直後から優先通常業務に使用するシステムについては、グループウエア（Joruri）や内部事務システム、インターネット閲覧システムを使用する業務が多くを占めているほか、住民基本台帳の様な個人情報を取り扱うシステムも一部では発災直後からの使用が想定される。

また、発災直後から応急業務に使用するシステムについては、情報共有システムやグループウエア（Joruri）、インターネット閲覧システムを使用する業務が多くを占めているほか、統合型 GIS 等も使用されるなど、被害状況の把握に関わるシステム等の使用ニーズが高い。

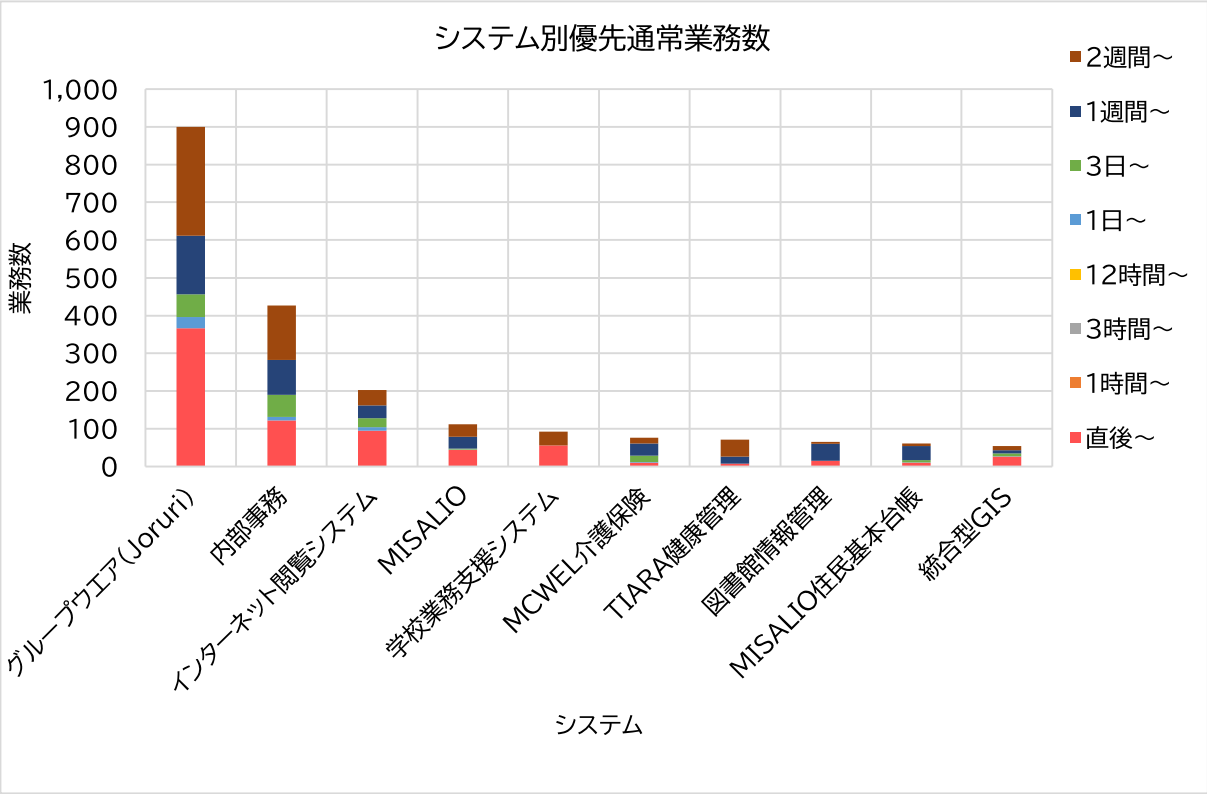

図 4.7 システム別の優先通常業務数

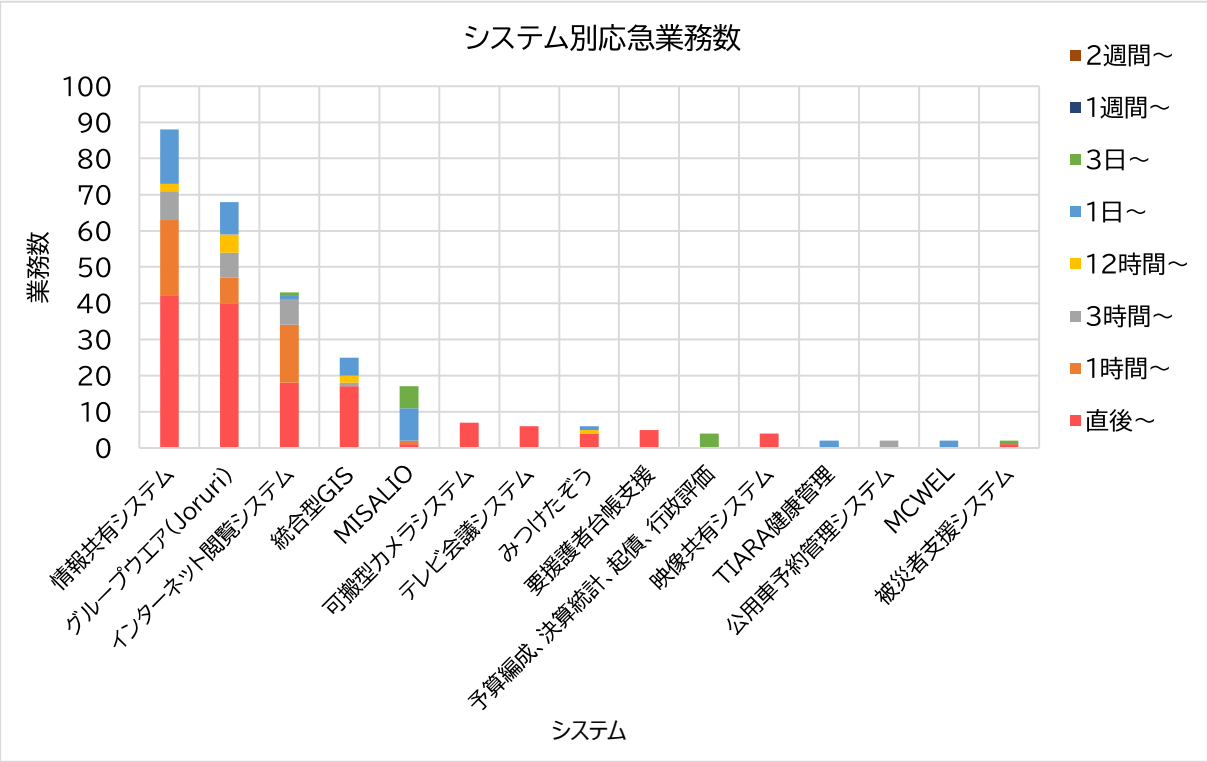

図 4.8 システム別の応急業務数

3）重要システム(重要な行政データ)のバックアップの現状

本計画において、住民基本台帳をはじめとする、災害時であっても失われることが許されないデータを持つ住民情報系システム及び非常時優先業務に必要なシステムを重要システムと位置付ける。

これら重要システムのうち住民情報系システムデータについては、平常利用する本庁舎サーバのほか、県外データセンターなど複数施設でバックアップを実施している。

このほかの重要システムについては、それぞれのシステムごとに適切な手法によりバックアップを保管している。

4）情報システムの維持に関する業務継続上のリスク

情報システムに関する主要機器の設置場所については、一部の庁舎では浸水や停電時に使用できなくなる可能性があるため、設置場所の再検討や非常用電源の確保を行う必要がある。

また、非常時優先業務に必要となるパソコン等の端末機やプリンター複合機などの周辺機器については、災害時の被害により極力使用不能にならないよう、日ごろから適正な配置等を行う必要がある。

このほか、情報システムが破損した場合、バックアップデータからの完全復旧までに時間を要する恐れがある。特に非常時優先業務に必要なシステムについては早期復旧が望まれることから、迅速な復旧手順を確立する必要がある。

第5章　業務継続体制（対策計画）

5.1　人的資源の確保に関する対策

第 4 章で明らかとなった「人的資源の確保に関する業務継続上のリスク」に対し、今後本市が取り組むべき対策計画を、次の視点に基づいて取りまとめる。

- **職員の参集**
  大規模災害発生時に、いかにして本市の職員を確実に参集させるか
- **職務順位の決定**
  本来の指揮命令系統が確立できない際に、いかにして指揮命令系統を構築するか
- **非常時優先業務に従事する人員の確保**
  参集した本市職員のほか、外部の人材も含めて、いかにして必要な人員を確保するか
- **業務実施体制の確立**
  確保した人員により、いかにスムーズに業務継続を行うか

（1）職員の参集

1）職員同士の連絡手段の確立

災害発生直後に職員の安否確認や参集指示等を迅速・的確に行うため、各職場においては、平常時から職員同士の連絡手段を複数構築しておくこととする。

第 3 配備までの職員は「職員参集システム」に登録することとし、所属長は人事異動に際して所属職員の登録を徹底する。

このほか、各職場において、連絡網の作成による電話番号、メールアドレス等を活用するなどして、複数の連絡手段の構築に努める。

2）円滑な職員参集に向けた取組の推進

円滑な職員参集を実施するため、次のとおり、平常時の取組を推進する。

【円滑な職員参集に向けた取組内容】

○自動配備の周知徹底

災害時には、その規模に応じて自動的に災害対策本部体制の配備指令が発令される。職員が迅速に参集するため、これを対象職員に周知徹底する。（震度4：第 2 配備、震度5：第 3 配備）

○災害時登庁手段の確認

災害時においては、公共交通機関の遅延・運休や道路等（路面舗装、信号機、駐車設備等）への被害により、通常の登庁手段が利用できなくなる可能性がある。これに備え、職員は、徒歩による登庁を想定し、登庁ルートや登庁先を予め検討しておく。また、公共交通機関や自動車以外の、自転車・バイク等の複数の移動手段の確保に努める。

○各家庭における備えの実施

災害時においては、職員は、市民の生命、身体、財産及び市民生活への影響を最小限にとどめるため、迅速に参集し、職務に専念しなければならない。このため日ごろから、各自の家庭において、家族や財産を守るための備え（家庭における備蓄の推進や家財の転倒対策、避難行動の確認など）に務める。

3）最寄り庁舎への参集

職員は、本 BCP 発動時において、交通機関の途絶等により通常勤務する庁舎への参集が困難な場合には、速やかに所属長に報告し指示を受けるか、最寄りの庁舎へ登庁したのち所属長へ登庁の報告を行い今後の指示を受けるものとする。

職員が最寄りの庁舎に登庁した場合、所属長は必要に応じて、当該職員を現地庁舎の応援職員とすることができる。

当該職員は、登庁した庁舎のサテライトオフィス※環境及びその他必要な資機材を用いて、指示のあった非常時優先業務に従事することとする。

このほか、職員がいずれの庁舎にも登庁することなく、自宅から業務に従事するテレワークの必要性についても検討する。

（2）職務順位の決定

本計画に定める非常時優先業務の指揮命令に係る職務順位については、鳥取市地域防災計画に準じ、本部長（市長）の不在時は、副本部長（副市長）、本部長及び副本部長が不在の場合は、統括部長（危機管理部長）の順にその職務を担うこととする。ただし、非常時優先業務のうち、優先通常業務を遂行する上での事務決裁順位については「鳥取市事務決裁規程」に従う。

表 5.1 職務順位

第１順位	第２順位	第３順位
本部長(市長)	副本部長(副市長)	統括部長(危機管理部長)

また、各対策部において、対策部長の不在の場合は対策副部長、班長の不在の場合は副班長がその代理を務め、これ以下の職務順位については「鳥取市事務決裁規程」に定める代決順位に従い、業務を代行する。なお、各対策部においては、業務執行に空白や遅れが生じることがないよう、平常時から当該職務順位を確認・周知しておくこととする。

（3）非常時優先業務に従事する人員の確保

1）庁内の応援職員による人員確保

災害時において、非常時優先業務の遂行に必要な人員が不足している又は不足する可能性が高い場合は、次のとおり庁内で応援職員の配置調整を行い、人員を確保する。

【庁内の応援職員の配置調整】

１次調整	まずは、人員が不足する非常時優先業務の担当班が属する対策部内で、人員を調整し応援職員を確保する。
２次調整	対策部内での応援職員の確保が困難な場合は、総務部へ要請し、全庁的な応援職員の配置調整を行う。

※職員が平常時に登庁する庁舎以外の庁舎で業務に従事すること。平常時に付与された ID を使用することで、どの庁舎であっても庁内各種ネットワークにアクセスし業務を行うことができる。

2）臨時･非常勤職員、OB 職員による人員確保

災害時において、本市の臨時職員及び非常勤職員は、所属長の指示に基づき、勤務条件の範囲内において、非常時優先業務に従事するものとする。

このほか、本市を退職した元職員等の活用も含め、必要な人員の確保に努めるものとする。

3）関係機関による応援体制の構築

災害時においては、県、他市町村、消防、自衛隊、民間事業者、ボランティア等の関係機関との連携により、不足する資源の確保を図る必要がある。そのため、既に締結している関係機関との協定や契約、その他の取り決めについて、その内容が確実に履行されるよう各部局は、定期的な連絡、窓口担当者の確認等、平常時から関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて新たな協定等の締結を検討する。

また、関係機関からの応援の受入及び業務の履行を円滑におこなうため、受援計画を策定する。

（4）業務実施体制の確立

1）初動体制の確保

災害対策本部運営に必要な職員については、事前に各部局において、災害対策本部応援職員の指定を行い、円滑な本部立ち上げを図るものとしている。ただし、災害発生時には、あらかじめ指定された職員が参集できるとは限らないことが想定される。

そのため、初動体制の確保に必要な行動手順書（以下、アクションカードという※）を作成し、参集職員を中心にできる限り早期に初動体制を確保するため、平常時における教育・研修・訓練を実施する。

2）非常時優先業務の手順書等の作成

災害発生 1 日までに業務開始する非常時優先業務については、当該業務の内容を熟知する職員が不在であっても応援職員等による業務遂行ができるよう、あらかじめ必要なマニュアル等を作成し、アクションカードやその他必要書類とともに保管する。

また、応援職員が配置先での非常時優先業務を遂行するため、あらかじめ必要な情報資産へのアクセス権等の整理を行う。

3）非常時優先業務に必要な書類等の事前準備

災害時において、人員の不足により応援職員が非常時優先業務に従事することとなった場合であっても、迅速に業務実施が可能となるよう、あらかじめ当該業務に必要な書類等をアクションカードや手順書等と一緒に保管する。

※アクションカードについて第 6 章参照

5.2 物的資源の確保に関する対策

第 4 章で明らかとなった「物的資源の確保に関する業務継続上のリスク」に対し、今後本市が取り組むべき対策計画を以下に取りまとめる。

(1) 庁舎施設の維持に関する対策

≪本対策の視点≫

- 庁舎機能の維持
  災害発生時の庁舎被害をいかにして軽減し、業務継続に必要な機能を維持するか
- 代替業務場所の確保
  庁舎に甚大な被害が発生した際に、いかにして非常時優先業務を継続するか

1) 庁舎機能の維持

① 非構造部材の点検

地震又は強風等の発生時において、人的被害及び執務環境の被害を最小限に抑えるため、平常時から各庁舎の非構造部材（天井材や外壁材、窓ガラス等）について日常的に点検を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。

② 浸水対策の点検 ≪風水害に特化した対策≫

水害発生時において、庁舎への浸水被害を防ぐ又は遅らせるため、各庁舎においては止水板や土のう袋を設置するなどの対策を講じる。また、これら各庁舎の対策状況について定期的に点検を行い、機能の維持を図るとともに、手順の確認を行う。

③ 什器転倒対策の点検 ≪地震災害に特化した対策≫

地震発生時において、人的被害及び執務環境の被害を最小限に抑えるため、平常時から各庁舎の什器類の転倒対策について定期的に点検を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。

2) 代替業務場所の確保

① 他庁舎での業務継続及び代替施設等の検討

災害時において、各庁舎設備に著しい被害が発生し、非常時優先業務の継続が困難となった場合に備え、他庁舎への業務移管・集約に必要な手順や資源等についてあらかじめ検討する。また、庁舎以外の代替施設及びテレワーク※での業務継続の必要性についても検討を行う。

※職員が自宅で業務に従事すること。平常時に付与された ID 等を使用することで、インターネットを経由して庁内 LGWAN パソコンにアクセスし業務を行うことができる。

（2）非常用電源の確保に関する対策

≪本対策の視点≫

- 自家発電による電力の確保
  停電発生時に、いかにして業務継続に必要な電力を確保するか
- 非常用電源の適正運用
  自家発電した電力を適切に利用するため、いかにして事前準備を行うか

1）自家発電による電力の確保

① 非常用発電設備の整備･更新

各庁舎の非常用発電設備が正常に起動できる状態を維持するため、定期的に点検を実施するとともに、あらかじめ保守事業者による緊急時対応に関する手順を定めておくこととする。

このほか、非常用発電設備の整備が完了していない庁舎については、年次計画的に整備するとともに、すでに整備が完了している庁舎においても計画的に更新する。

② 非常用発電設備用燃料の備蓄及び確保体制の構築

各庁舎の非常用発電設備に必要な燃料については、常に必要量を維持するほか、劣化による設備への負荷を避けるため必要に応じて更新する。また、あらかじめ燃料の供給事業者との間で協定等による緊急的な燃料確保に関する手順について取り決めを行うものとする。

2）非常用電源の適正運用

① 非常用電源の識別

災害によって庁舎の停電が発生した場合に、非常用発電設備から電力を供給することができるコンセント（非常用電源）を容易に識別するため、該当のコンセントは色分けを行い、職員に周知する。

② 各種 OA 機器の非常用電源への接続状況の点検

災害によって庁舎の停電が発生した場合であっても非常時優先業務を遂行するため、業務開始目標の早いものから順に優先順位をつけ、これらの業務に使用する OA 機器を非常用電源に接続する。各職場においては、当該 OA 機器が非常用電源に確実に接続されていることを定期的に点検する。

（3）庁舎備蓄の確保及び執務環境の維持に関する対策

≪本対策の視点≫

- 庁舎備蓄の推進
  長時間の勤務に備え、いかにして職員及び業務に必要な物資を確保するか
- 執務環境の整備
  長時間の勤務に備え、いかにして職員の体調管理を図るか

1）庁内備蓄の推進

① 水･食糧等の職員用備蓄品の確保

災害時において、職員が非常時優先業務に専念できるよう、公的備蓄として概ね 3 日分を目標に各庁舎に職員用の水や食糧等を備蓄する。

また、公的備蓄を補完するため、職員は個人備蓄として、各職場の机やロッカー等を利用し、自身に必要な水や食糧、医薬品等の備蓄に務める。

このほか、非常時優先業務が長期に渡ることによって公的備蓄や個人備蓄が不足し、かつ職員個人での物資調達が困難な場合は、流通備蓄を活用し職員用備蓄品を確保する。

② 簡易トイレの備蓄

災害時において、庁舎で断水等が発生した場合に備え、必要な庁舎に簡易トイレ及び凝固剤（携帯トイレ）を保管する。

簡易トイレ及び凝固剤（携帯トイレ）は、主に各庁舎のトイレ個室で使用することとし、あらかじめ汚物の処理方法等を検討しておく。

③ マンホールトイレ設備の再点検

災害時において、本庁舎のトイレ設備が不足する場合には、本庁舎駐車場に整備された専用下水管を利用し、マンホールトイレを設置する。

マンホールトイレの迅速な設置のため、必要な資機材をあらかじめ確保しておくとともに、専用下水管及び当該資機材の使用手順等について定期的に確認する。

④ 業務継続に必要な消耗品の備蓄

非常時優先業務の継続に必要な消耗品の調達をおこなっている主管課は、災害による物流機能の停止に備え、各庁舎で業務継続に必要な消耗品等をローリングストックするなどし、概ね 1 週間分を目標に備蓄を行う。

表 5.2 業務継続に必要な消耗品

消耗品	調達担当課
コピー用紙	検査契約課
プリンタートナー	情報政策課
トイレットペーパー	財産経営課
液体石鹸、手指用消毒液	財産経営課
その他事務用品	各課

⑤ 災害時に備えた公用車用燃料の確保

平常時に公用車を利用する職員は燃料メーターが半分を切った段階で給油を行うこととしているほか、あらかじめ災害の発生が予見される場合は、事前に公用車の燃料補給を行うよう全庁に周知する。また、あらかじめ燃料の供給事業者との間で協定等による緊急的な燃料確保に関する手順について取り決めを行うものとする。

2）執務環境の整備

① 非常時優先業務に従事する職員の交代勤務の徹底

災害時においては、非常時優先業務に従事する職員が長時間にわたり勤務せざるを得なくなる状況が想定される。この場合において、所属長は職員の健康状態に留意し、一定の休息時間（勤務間インターバル）を確保するとともに、可能な限り交代勤務を実施するものとする。

② 庁内の職員休憩スペースの確保

非常時優先業務に長時間従事する職員が休憩するため、あらかじめ各庁舎内に休憩スペースを確保する。休憩スペースの確保にあたっては可能な限り性別その他に配慮する。

（4）情報通信手段の確保に関する対策

≪本対策の視点≫

- 情報通信手段の維持と適正運用
  災害発生時に、いかにして既存の情報通信手段を維持し効果的に運用するか
- 特に優先して取り組む事前準備
  各種情報通信手段の中でも、特に今後の整備・運用面で効率的と思われるもの及び運用する人材の育成等に時間を要するものについて、いかにして事前準備を行うか

1）情報通信手段の維持と適正運用

① 情報通信手段の適正配置及び操作訓練の実施

非常時優先業務に併せて必要となる情報通信手段について、最適な種類・数量の配置を行う。また、それらの情報通信手段が災害時に適切に動作するよう定期的な点検及び操作訓練を実施する。

② 通信事業者との連携強化

災害時において利用する各種通信手段について、障害発生等に早急な修繕・復旧対応が可能となるよう、あらかじめ保守事業者との連絡体制を構築しておく。

2）特に優先して取り組む事前準備

① 災害時優先電話の運用方法の確認･周知

各庁舎にはアナログ回線を利用した災害時優先電話回線が整備されている。これらの回線を維持するために必要な機器は非常用電源に接続されているうえ、通話に使う機器はごく一般的な電話機であることから、外部から応援に来た人材も含め誰もが容易に使用できるものである。

これら非常時優先電話については、あらかじめ電話機の設置場所や各電話機の電話番号、利用手順を整理し、職員に周知する。

② 無線従事者の養成及び操作訓練の実施

防災行政無線は、災害時において、市民の命を守るために災害情報を迅速的確に伝達するための非常に重要な情報通信手段の一つであるが、その適正運用には専門資格が必要となる。このため、庁内職員の資格取得を推進するとともに、定期的に無線機器の操作訓練を実施する。

（5）情報システムの維持に関する対策

≪本対策の視点≫

- 情報システムの保護
  災害発生時に、いかにして情報システムの機器とデータを保護するか
- 情報システムの復旧
  情報システムが破損した際に、いかにして早急にシステムを復旧させるか

1）情報システムの保護

① パソコン、プリンター等の設置状況の点検 ≪地震災害に特化した対策≫

本市では、平常時に各業務で使用する OA 機器として、一部を除き、主にノートブック型パソコン及びプリンター複合機を採用しており、地震発生時における転倒の可能性は低いと考えられる。

ただし、揺れの大きさによってはそれぞれの機器の落下、移動による破損又は職員への人的被害が発生する可能性があるため、未使用時の保管状況や設置状況について、日常的に点検を行うこととする。

② システムデータのバックアップ

本計画における重要システム（住民情報系システム及び非常時優先業務に必要なシステム）では、それぞれ適切な頻度でデータのバックアップを保管する。なお、本市が保有するシステムの中で最も多くの非常時優先業務で使用される「グループウェア（Joruri）」及び災害時であっても喪失することが許されない住民情報系システムについては、それぞれ市内外の堅牢なデータセンターで運用又はバックアップを保管している。

今後も、重要システムの更新等に際しては、外部データセンターを活用するなど、安全な場所でのバックアップを徹底する。

2）情報システムの復旧

① 重要システムの復旧手順の確認及び保守体制の強化

本計画における重要システムについては、あらかじめバックアップデータを用いたシステム復旧の手順を確認しておくとともに、早急な修繕・復旧対応が可能となるよう、保守事業者との連絡体制を構築しておく。

（6）その他全般に関する対策

1）対策計画実施のための財源確保及び会計処理

非常時優先業務の遂行及び各対策計画の実行には、予算・資金を確保して財務的な基盤を与えるとともに、適時・適切な予算執行が必要となる。特に非常時優先業務については、災害時の一刻を争う状況の中、財源確保及び会計処理の手続きによりその遂行が妨げられることがあってはならない。

このため、以下のとおり取組の内容と実施主体を明確にし、発災前、発災後を通して取組を推進する。

① 会計の迅速化

非常時優先業務を実施する各部局で直接実施することが適当な場合は、地方自治法第１７１条第４項に基づく会計管理者の事務の委任や地方自治法施行令第１６５条の３に基づく執行委託等迅速化のための措置を講ずる。このため総務部／総務班（出納室）は、あらかじめ当該手続きに必要な事項及び手順を確認し、各部局に周知する。

② 予算調達

総務部／総務班（行財政改革課）は、各部局が実施する非常時優先業務のために必要な予算を準備し、各部局の業務実施の財政的裏付けを行う。

統括部／統括班（危機管理課）は、災害救助法に基づく国への費用請求に必要な支出の管理等について、事前に各部局に必要事項の通知を行う。

③ 会計処理

総務部／総務班（出納室）は、物資等の調達に必要な会計処理の円滑な実施を図るとともに、万が一財務会計システムや電子決裁システムが使用不能となった場合に備え、代替手法を定めて、あらかじめ各部局に周知する。

2）既存システムによらない代替業務手段の検討

本計画における被害想定及び現在の物的資源の現状を鑑みると、基本的には既存のシステムが全て使用不能になることは想定されないが、日常的に起こりうるセキュリティ事故（例：コンピュータウイルスへの感染）などにより、重要システムサーバ及びデータ、パソコン、プリンター、ネットワーク等が使用できなる場合も想定し、重要システム保有課は、手作業による非常時優先業務の実施など、代替業務手段についてあらかじめ検討しておく。

5.3 各対策計画の取組目標時期の設定

5.1、5.2 に挙げた対策を計画的に進めていくため、各対策の取組目標時期を設定する。
今後、庁内各課の横断的な連携に加え、その他の関係機関との連携強化を図り取組を推進する。

【取組目標時期の考え方】
○BCP の対策計画は災害への備えであることから、基本的にはなるべく早く取組を行うことが望まれる。具体的な目標としては 5 年以内に取組を進めることとし、この期間の前半で取組を行うものを「早期」、後半で取組を行うものを「中期」に分類する。また、大規模な投資や政策的判断が必要なものなど、取り組みまでに相当の年数を要するものを「長期」に分類する。
このほか、毎年度継続的に取り組むものを「継続」と分類する。

表 5.3 取組目標時期別の対策計画一覧

◎早期に取り組む対策

対策の視点	対策計画
職員の参集	最寄り庁舎への参集
非常時優先業務に従事する人員の確保	庁内の応援職員による人員確保
	関係機関による応援体制の構築
業務実施体制の確立	非常時優先業務の手順書等の作成
	非常時優先業務に必要な書類等の事前準備
非常用電源の適正運用	各種 OA 機器の非常用電源への接続状況の点検
庁内備蓄の整備	簡易トイレの備蓄
執務環境の整備	非常時優先業務に従事する職員の交代勤務の徹底
	庁内の職員休憩スペースの確保
情報通信手段の維持と適正運用	通信設備の保守体制の強化
特に優先して取り組む事前準備	災害時優先電話の運用方法の確認・周知
情報システムの復旧	重要システムの復旧手順の確認及び保守体制の強化
自家発電による電力の確保	非常用発電設備用燃料の備蓄及び確保体制の構築

◎中期的に取り組む対策

対策の視点	対策計画
非常時優先業務に従事する人員確保	臨時・非常勤職員、OB 職員による人員確保
自家発電による電力の確保	非常用発電設備の整備・更新
庁内備蓄の推進	水・食糧等の職員用備蓄の確保
	業務継続に必要な消耗品の備蓄

◎長期的に取り組む対策

対策の視点	対策計画
業務代替場所の確保	他庁舎での業務継続及び代替施設等の検討

◎継続的に取り組む対策

対策の視点	対策計画
職員の参集	職員同士の連絡手段の確立
	円滑な職員参集に向けた取組の推進
職務順位の決定	職務順位
業務実施体制の確立	初動体制の確保
庁舎機能の維持	非構造部材の点検
	什器転倒対策の点検
	浸水対策の点検
非常用電源の適正運用	非常用電源の識別
庁内備蓄の推進	マンホールトイレ設備の再点検
	災害時に備えた公用車燃料の確保
情報通信手段の維持と適正運用	情報通信手段の適正配置及び操作訓練の実施
特に優先して取り組む事前準備	無線従事者の養成及び操作訓練の実施
情報システムの保護	パソコン、プリンター等の設置状況の点検
	システムデータのバックアップ

第6章　業務継続力の向上

6.1　鳥取市業務継続計画の継続的な改善

業務継続マネジメント体制の確立により、下記のとおり、迅速、効果的に非常時優先業務を実施するための業務継続力を向上させるものとする。

① 鳥取市業務継続計画に基づき鳥取市の業務継続体制を整備、強化
② 鳥取市業務継続計画について、継続的に検証、見直し、修正

（1）鳥取市業務継続計画の検証、見直し

本計画は、災害対応の経験や訓練等で抽出された問題点及び改善点や非常時優先業務の内容を踏まえて、継続的に見直し・修正を行う。

また、施設の耐震化、設備の充実、システムの堅牢化など、対策の実施状況による前提条件の変化に対応して継続的に見直し・修正を行う。

なお、検証、見直し・修正にあたっては、関係機関との連携に留意する。

（2）継続的な進捗管理

本計画の継続的な進捗管理にあたり、マネジメントツールを構築することで、事前対策行動計画に対する取組の進捗を「見える化」し、円滑な管理を推進する。

6.2　鳥取市業務継続計画の事前周知

危機管理課は、本計画について、市民に公表・周知し、災害時における鳥取市の業務継続について理解を求める。

また、災害時には、市民の生命・身体への影響、市民生活及び社会活動への影響等を考慮し、継続業務及び縮小・休止業務等に関して、周知すべき情報の市民への迅速な提供に努める。

鳥取市業務継続計画
令和4年3月

発　行　鳥取市
編　集　鳥取市危機管理部危機管理課
〒680-8571　鳥取県鳥取市幸町71番地
代表番号(0857)22-8111
URL https://www.city.tottori.lg.jp/www/index.html
E-mail kikikanri@city.tottori.lg.jp